

Anti-asbestos protest in London

INTERNATIONAL JOURNAL of OCCUPATIONAL and ENVIRONMENTAL HEALTH

Volume 9, Number 3
July/September 2003

SPECIAL ISSUE The Asbestos War

- The Asbestos War.
- Scientific Controversy and Asbestos.
- Malignant Mesothelioma in Australia, 1945–2002.
- Cape Plc: South African Mineworkers' Quest for Justice.
- Asbestos Mining in Southern Africa, 1893–2002.
- Asbestos' Sorrowful Legacy:
A Photoessay.
- A Cross-country Comparative Overview of the Asbestos Situation in Ten Asian Countries.
- Asbestos-related Morbidity in India.
- The Blighted Hills of Roro, Jharkhand, India:
- A Tale of Corporate Greed and Abandonment.
- Asbestos in Japan.
- Asbestos Problems Yet to Explode in Korea.
- Globalization and the Transfer of Hazardous Industry: Asbestos in Mexico, 1979–2000.
- Justice for Asbestos Victims and the Politics of Compensation: The French Experience.
- Asbestos in Belgium: Use and Abuse.
- Commentary:**
- "Controlled Use" of Asbestos

<http://www.ijoh.com>

特集 / PRTR情報とその活用

PRTR情報とその化学物質 管理対策への活用

PRTR情報公開とアスベスト

環境監視研究所・Tウオッチ代表 中地重晴 2

禁止政令施行は来年10月 石綿疾患認定基準も改正

石綿全国連は総合対策確立を要請 14

ILO第91回総会第6議題:決議・結論

労働安全衛生分野における基準-関連活動 26

連載25—塩沢美代子

語りつがねばならぬこと

32

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

米「アスベスト戦略調査」—最終報告書 36

アスベスト補償法案の行方はいまだ不透明 40

漏洩したEPAの9.11健康影響報告書 41

各地の便り / 世界から

韓国 ● 地域労組と共に参加型トレーニング 43

エッセー ● 韓国の過労死と企業責任 44

神奈川 ● 消防職場の公務災害・安全衛生 47

大阪 ● 完全支給までに二度も審査請求 48

愛媛 ● 紡績工場技術者の中皮腫労災認定 50

神奈川 ● 市バス運転手腰痛3年目の逆転認定 51

東京高裁 ● 米海軍横須賀基地訴訟控訴審判決 52

PRTR情報とその化学物質 管理対策への活用

PRTR情報公開とアスベスト

中地重晴

環境監視研究所所長・有害化学物質削減ネットワーク(Tウオッチ)代表

はじめに

現在、日本でも多くの市民が「化学物質」に対し漠然とした不安を感じ、ゆとりある社会の実現をさまたげていると言われている。これまで社会が化学物質をどう管理するかは、もっぱら行政、産業界、研究者などのいわゆる専門家と呼ばれる人たちに委ねられてきた。1998年9月におきた東海村のJCO事故のように、ウランが臨界点に達して、核分裂反応が進行するというような信じられない事故の原因は、作業員が決められた手順を無視して、作業していたということが主原因であるが、その背景には、作業の安全管理が一部の専門家にゆだねられ、きちんとしたチェック体制が存在していなかったことがあると考えられている。

昨年来明らかになった東京電力の原子力発電所での検査結果の隠蔽、事故隠しや日本ハムの食肉偽装事件などをみれば、大企業といえどもきちんとした管理が行なわれていないことがわかってきた。そうした現状の中で、市民が積極的に化学物質に

よる環境リスクを把握し、その管理に参加することで、暮らしの中の有害化学物質を減らし、ひいては地球全体の環境リスクの削減に向け行動することが求められているといえる。

PRTR制度は、インド・ボパールでの農薬工場の事故がきっかけで、1986年にアメリカで住民の知る権利とともに、工場からの有害物質の排出量の公表を義務付けるTRI制度として誕生した。その後、1992年ブラジルのリオデジャネイロで開かれた地球環境サミットで議論され、「環境と開発に関するリオ宣言」の第10原則の市民参加の必要性や「アジェンダ21」の第19章の有害化学物質の適正な管理の部分で明記されている。

日本では、2001年4月、化学物質の管理に関する新しい法律が施行された。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律」は長文のため、略して化学物質管理把握促進法と呼ばれている。具体的には、Pollutant Release and Transfer Register(環境汚染物質排出移動登録)を制度化したものである。筆者らは、この新しい制度を市民生活に役立たせるためにどう使えばよ

いのか、何をなすべきなのか、この2年間あまり、各地の市民運動やNGOの方々と考えてきた。

PRTR制度の概要

日本のPRTR制度は、大きく分けて、事業者からの届出データの集計と国による届出対象外の推計の二つのデータからなる。

届出データの集計とは、各事業者が事業活動に伴って取り扱う有害化学物質の環境への排出量、廃棄物としての移動量を、事業場ごとに、大気、水質、土壌(廃棄物)という環境媒体ごとに推計することである。事業場からの年間排出量、移動量を、都道府県を通して、国に報告し、国は、それらのデータをとりまとめて集計結果として、国民に公開することになっている。

日本におけるPRTR制度で注目すべき点は、届出対象外事業場や非点源からの排出量の推計が国によってなされることである。有害化学物質の環境汚染源は、事業場だけでなく、非点源と呼ばれる、水田や家庭、道路など、どこから排出されているとはいえないが、面としてとらえた場合、排出源となるようなものがある。農業や接着剤などに含まれる有害化学物質に関しては、農地やゴルフ場、家庭などからの排出量を、既存の統計資料から、国が一括して、推計することになっている。また、自動車や鉄道、船舶などの移動排出源からの有害化学物質の排出量についても推計し、国は都道府県別に推計結果を公表し、環境省は <http://www.prtr-info.jp/index.html> でPRTR集計結果を公表している。3月20日に公開したが、8月末のカウンターが23,000超で市民の関心が薄いといわざるを得ない。

対象物質数が多いPRTR制度

対象物質は、PRTRによる報告とMSDSの作成が義務付けられた、第一種指定化学物質が354物質である。人の健康を害する恐れや動植物の生息、生育に支障を及ぼす可能性のある有害性を有する化学物質で、広い地域で環境中に継続して存在しているものの中で、生産量の多いものなどが対象

物質として指定されている。

大気や水質などの環境汚染物質の中で、法律や条例などで排出基準や環境基準、それに準じる監視項目等で、暫定的な目標値が定められている化学物質は多くて数十項目なので、対象物質が多いことが、この制度の特徴だといえる。化学物質の使用量の総量を把握し、削減していくという総合的な化学物質管理をめざしているという点で、新しい環境政策として注目する必要がある。

予想を超えた届出件数

対象化学物質を使用する事業者の内、従業員数が21人以上で、政令で定められた23業種の中で、対象化学物質の年間取扱量が1トン以上(最初の2年間は5トン以上)の事業所は、化学物質の環境への排出量を大気、公共水域、土壌の媒体ごとに、また、廃棄物や下水に含まれて移動する量を届け出ることが義務付けられている。

昨年、第1回のPRTRデータを届け出した事業所数は34,800である。これを多いと見るかどうかだが、国によるPRTRパイロット事業として実施された事業者アンケートでは約17,000か所と予想されていたものの、それを大きく上回ったのが、今回の特徴である。増えた原因は、燃料小売業(ガソリンスタンド)が約18,000か所と多く、下水道業と一般廃棄物処理業が予想以上に届け出たからだといわれている。

法律の読み方を誤って、21人以上の従業員数の事業所を事業者と読み間違えたため、小規模のガソリンスタンドが届け出たようである。どちらにしても、化学物質を排出している事業場が多いということが今回明らかになったのは確実であり、その点は注目に値する。

対象業種にも注目を

PRTR事業者の届出対象業種は金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業(23分類)、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、鉄道業、倉庫業、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業、燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、

商品検査業、計量証明業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業、高等教育機関、自然科学研究所の23業種である。そのうち、製造業は分類して、23業種に分けて、排出量等の集計が行われているので、今回の集計結果は45分類の業種について、公表されている。

計量証明業などの分析機関や大学や自治体の環境科学研究所等の研究機関も報告対象になっているところに注目してほしい。これらのところは、研究目的とはいえ、有機溶剤等の取扱量も多く、クロード化されていないところも多いので、今後、問題になるかもしれない。

膨大な届出データ数

事業所が都道府県を経山して国に届け出たデータを、国は、事業場からの届出排出量・移動量として、以下のように集計し公表している。公表している表は次のとおりである。たとえば、全国の物質別一覧表は、1枚でも354物質の1覧表である。実際、集計結果で、11物質については排出量がゼロである。取り扱われているが、排出量がゼロなのか、あるいは、PRTR対象物質ということで使用しないようにしているのか、検証する必要がある。

表1 公表された集計結果表の枚数

- ①物質別・全国ベース(1種類) 表は1枚
- ②物質別・都道府県別(47種類) 表は47枚
- ③物質別・全国ベース・業種別(45業種) 表は1枚
- ④物質別・都道府県別・業種別(47×45=2115種類) 表は47枚
- ⑤物質別・全国ベース・業種別・従業員数別(45種類) 表は1枚
- ⑥物質別・都道府県別・業種別・従業員数別(47×45=2115種類) 表は47枚

事業場からの届出データの開示

法律で、国は、事業場ごとに届出された個別デー

タを、市民から請求があれば、開示することとされている。昨年届け出た事業場数は34,800件であるが、1枚のCDにまとめられている。開示手数料1,090円で入手できる。手数料が安いことは評価できるが、市民が入手しようとすれば、霞ヶ関の環境省、経済産業省の担当窓口に向いて開示請求の手続をするか、郵便で手続するかしかなかく、けって便利な制度とはいえない。

CDで開示されたデータも使い勝手が悪く、たとえば、市民が自分の住んでいる地域の事業所のデータにたどり着くには時間がかかる。筆者のところに、CSV形式の一覧表をどのように使えばよいか、使い方を教えてほしいという問い合わせもある。

画期的な届出外排出量の推計結果

国が推計の対象としているものは、①届出対象事業者でありながら、年間の取り扱い量が少なく(年間1トン未満、当初2年間は5トン未満)、または従業員数20人以下の小規模事業者からの排出量。②届出対象外の事業者からの排出量、たとえば、ゴルフ場、農業などからの農業の排出、建設業からの接着剤や塗料に含まれる揮発性物質(トルエン、キシレン、ホルムアルデヒドなど)の排出、飲食業などの洗浄剤からの排出など③家庭からの農薬や洗浄剤、消臭剤、防虫剤、化粧品などに含まれる有害化学物質の排出量。④移動発生源、自動車や船舶、飛行機などからの排ガス中の有機炭素化合物などの排出量。であるが、これらの推計結果を、国が、届出外排出量の推計結果として公表している。物質ごとに行っているのので、表2のように膨大なデータ量になる。

表2 公表された推計結果表の枚数

- ①物質別・全国ベース(1種類) 表は1枚
- ②物質別・都道府県別(47種類) 表は47枚
- ③物質別・全国ベース・移動体の区分別(1種類) 表は1枚
- ④物質別・都道府県別・移動体の区分別(47種類) 表は47枚



届出排出量や推計排出量の正確さ

PRTR 情報公開されたデータの確からしさについては、慎重に見ないとはいけない。以下の点に留意して、データの数量を評価すべきだと考えている。

事業者が届け出た排出量、移動量は必ずしも正確なものではない。排出量、移動量の算出は実測に基づく方法、物質収支による方法、排出係数を用いる方法など、事業者が適当と認めた方法で行われている。必ずしも実測に基づいたものではないため、正確であるとはいえない。有効数字2桁で表示されているが、まあだいたいこのオーダーだろうというように見ないとはいけないものもある。

開示データは、すべての事業者が届け出たものではない。対象業種でも取扱量の小さな事業者、従業員数が少ない事業者は、届出を免除されている。そのかわり、国が推計しているが、どこまで正確かはわからない。推計方法についてどこまで正確なのか、今後の検討課題である。

届出外排出量については国が推計しており、想定される排出源や非点源については、利用可能な信頼できる知見をもとにして推計することになっているが、おのずと限界がある。すべての排出源について推計しているとはいえない。国内で排出されている化学物質の量は、推計結果よりも多いと考える

べきである。

届出外排出量の推計については、排出源の種類によって、推計方法が異なる場合があり、正確とはいえない。推計方法については今後精度を高めるように改良していく必要がある。だいたいこの程度排出されているという目安として推計値をみるようにしてほしい。

市民向け情報提供の必要性

このPRTR制度を、日本でも定着させたいと考えている。日本の

公害、環境問題の歴史を振り返ると、企業や行政は有害物質の環境中への排出量などのデータを公表せず、データの改ざんや隠匿はあたりまえだったとも言える。水俣病では、チッソ水俣工場からの排水が汚染源であることは推定されたが、工場側が原因究明に非協力を通じた。そのため、熊本大学の研究グループが原因物質を有機水銀であると特定するまでに数年を要し、被害を拡大させ続けた。水俣病を初めとした、公害、薬害エイズや昨今の狂牛病問題でも、問題解決が遅れた一因として、市民に正確な情報を提供しなかったことにあると考えられる。

また、PRTRを制度として定着させるためには、行政や企業の自主な努力に頼るだけでなく、筆者はもう一歩進んで、市民に役立つものにする必要があると考えている。事業者から報告された情報を行政が取りまとめるのは、物質ごとに、都道府県別、業種別までである。市民が必要とする情報とは、個別事業所の情報公開だけでなく、事業所間の比較や評価ができたり、地域の環境リスクが把握できるような二次加工された、市民にとってわかりやすいものだと考えている。

すでにPRTRを制度化している欧米諸国では、アメリカのRTK NET(知る権利ネットワーク)やEnvironmental DefenseによるScorecard、イギリスの地球の友によるFactory Watchなど、NGOが独自のウェブサイトでPRTR情報を加工し、公開している。

表3に、NGOによる市民向け情報提供のホームページのURLをまとめた。

表3 NGOによるホームページ一覧	
アメリカ	
Right-To-Know Network (RTK NET)	http://www.rtk.net
Scorecard	http://www.scorecard.org
イギリス	
Factory Watch	http://www.foe.co.uk/factorywatch/
カナダ	
Pollution Watch	http://www.pollutionwatch.org
日本	
Toxic Watch Network	http://www.toxwatch.net/
エコケミストリー研究会	
	http://env.safetyeng.bsk.ynu.ac.jp/ecocemi/

海外NGOによる市民向けウェブサイトの現状

1986年にTRIが制度化されたアメリカで、初めてNGOによる情報公開が始まった。パソコン通信から始まり、10年以上の経験があるアメリカ、イギリスでは、ホームページの地図をクリックすると、個別の工場や地域のPRTR情報にアクセスすることができる。また、郵便番号からも検索することが可能である。NGOがPRTR情報を公開することで、市民の関心が高まり、企業の自主的努力で、化学物質の排出量は削減される傾向が生まれてきている。

イギリスでは、地球の友がPRTR制度の改善を要求し、政府のウェブサイトでも地図情報を公開するようになった。PRTR制度が有効に働いた結果として、イングランドとウェールズでの大気中への発がん性物質の排出量が、1998年に1万5,000トンだったものが、2001年には7,800トンに、約48%削減された。しかし、発がん性物質の約80%が最も貧しい20%の地域で排出されており、汚染の不公平さを正

す運動を、市民活動として展開している。

カナダでは、アメリカのscorecardの協力でウェブサイトを開設したが、現在再構築中である。環境中への化学物質の排出量を公表する汚染監視ページだけでなく、食品中の有害化学物質を公表する食品監視ページや湿地帯の自然保護の状況を公表する湿地監視ページなどを開設する準備をしている。

欧米のNGOによる取り組みは、PRTR情報から総合的な化学物質管理をめざす動きへと活発化しているといえる。日本でもPRTR情報を活用していく上で、参考にしたいものである。現在、市民向けPRTR情報公開ウェブサイトを開設しているところは、英語文化圏のみである。今後、Tウオッチが国際的に評価されるようになるには、ホームページの英語化が課題になるだろう。Tウオッチとしても、部分的にホームページの英語化の作業をしている。

Tウオッチのホームページ

それで、Tウオッチでは、インターネットで誰でも簡単に届出された開示データの検索が可能なホームページを開設した。URLは、<http://www.toxwatch.net/>である。事業場からの届出情報の検索データベースは、5月31日から運用を開始している。8月末でアクセス数は17,000超で、環境省のPRTRコーナーより一日あたりのアクセス件数は多い。Tウオッチのホームページの内容は表4のとおりである。

Tウオッチ・ウェブサイトの特徴としては、

- ① 事業所届出データの検索ができる。国により開示されたデータをもとに、事業所名、企業名、業種、住所、化学物質名等を入力することで、同々の事業所の届出データを検索できるデータベースになっている。また、化学物質ごとの排出量の多い順にも検索できる。誰でも無料で利用できる、日本で唯一のものである。
- ② 市区町村担当者の連絡先がわかる。市民が地域の問題で相談することのできる、行政窓口の連絡先一覧表である。これも国では把握しておらず、日本で初めて作成された一覧表である。本年1月に都道府県のPRTR担当者に依頼し、Tウオッチが独自に作成した。ほとんどの市町村には化

学物質担当はなく、環境担当部署が代行しているが、連絡先の住所、電話番号がわかる。

- ③ 地域環境リスク、毒性情報を開設したエコケミストリー研究会のウェブサイトと相互リンクしている。Tウオッチのホームページの画面からボタンひとつでエコケミ研の必要な画面に直接移動することが可能である。市区町村別の大気や水質の環境リスクスコア地図を閲覧することが容易にできる。なお、エコケミ研のウェブサイトは、8月8日に運用を開始した。
- ④ 市民からの相談窓口を開設している。困ったとき、地域の問題解決のために、相談に応じる窓口を開設している。また、地域のNGOを紹介することも可能である。
- ⑤ PRTR情報のディスカッション広場、コメント掲示板の開設する予定である。PRTR関連情報の解析や評価について、会員間で議論できる掲示板を開設し、PRTR制度の改善につなげていく予定である。会員から排出事業場に関するコメントを集めて、情報として利用できるようにしたい。閲覧は自由であるが、当面の間、書き込みはTウオッチ会員のみとしている。

表4 有害化学物質削減ネットワークのウェブサイトで提供するPRTR関連情報

1. PRTR関連情報の歩き方(困ったときのフローチャート)
2. PRTR制度について(制度・法律解説、活用方法、用語解説)
3. PRTR情報閲覧⇒エコケミストリー研究会、国のホームページなどへリンク
4. PRTRデータベース検索(国から公表されたPRTR届出データを検索します)
5. 地域情報(市区町村データベース、地図)
6. 対象物質について
 - ・ 毒性情報・物質情報⇒エコケミストリー研究会ホームページへリンク
 - ・ 用途・製品データベース
7. 個別事業所情報
 - ・ 事業所検索⇒PRTRデータベース検索へ
 - ・ データの解釈や注意点について

・ 企業情報データベース(業種、資本関係、事業所リスト、環境報告書)

8. 相談・質問方法(リスト、質問の仕方、質問用紙)
9. よくあるQ&A集
10. 海外Webの紹介(市民向け海外NGOのホームページ利用の手引き)
11. アンケート・調査結果など

排出量の多い化学物質

今回の国による推計結果、集計結果の概略を述べると、次のようになる。

国が公表した集計結果では、届出事業所から環境中への排出量は約31万トン、移動量が約22万トン、届出対象外からの排出量が約58万トン、合計すると、2001年度1年間に、全国で環境中に排出された有害化学物質の総量は、約110万トンにのぼる。

排出量の内訳は、大気への排出が約28万トン(89%)、公共用水域への排出約1.3万トン(4%)、事業場内への埋立て約2万トン(6%)、となっている。移動量は、事業所外への廃棄物の移動約22万トン(98%)、下水道への移動0.4万トン(2%)、である。

環境中への排出量は、約9割が、大気から排出されていることがわかった。図1に届出と届出対象外の排出量の合計の上位10物質を示す。排出量が多いものとして、塗装用の溶剤として用いるトルエン、キシレンや金属表面の洗浄に使用されるジクロロメタン(塩化メチレン)やトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの排出量が多いことがわかる。

トルエンは、届出対象外からの排出量が約8.9万トン、合計約22万トンが大気中に放出されている。キシレンも同様に、届出対象外から5.9万トン、合計11万トンが大気中に放出されている。届出対象外からの排出量は、小規模事業所からの排出に加えて、家庭用の塗料の溶剤としても使用されていることや自動車の排ガス中からも排出されていることがわかる。テトラクロロエチレンは、クリーニングの洗浄剤として、小規模の洗濯業からの排出量が多い

図1 届出排出量上位10物質とその排出量

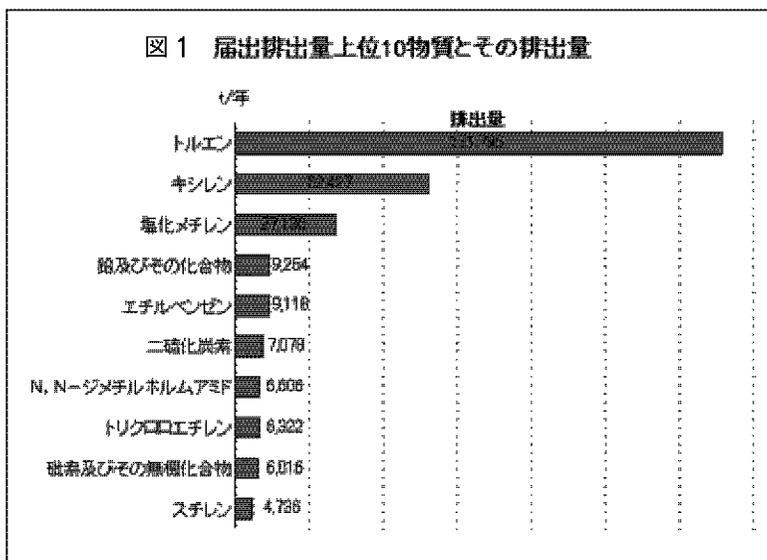
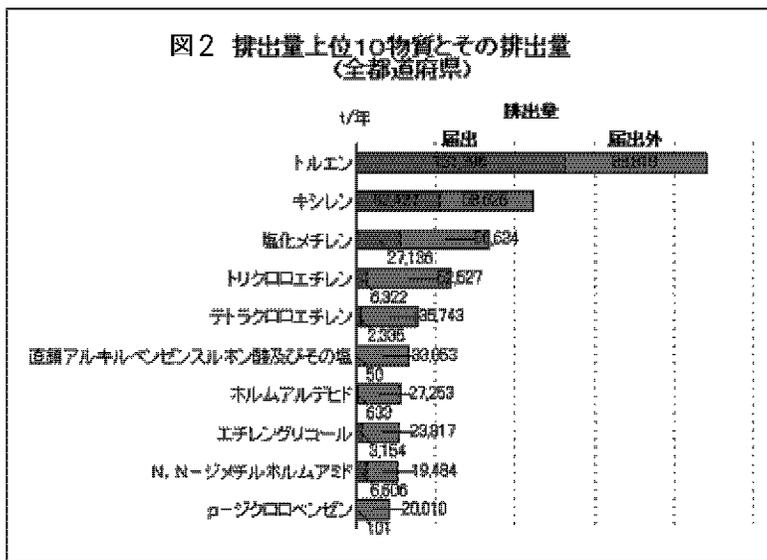


図2 排出量上位10物質とその排出量 (全都道府県)



の主成分が3.3万トンと、主に家庭から大量に排出されていること、ホルムアルデヒドがその次に多くて、2.7万トン排出されていることがわかった。

これらの結果をみれば、この間、シックハウスやシックスクール、化学物質過敏症が社会問題になっているが、その原因は、大気中に排出される化学物質、届出対象外からの排出量が多いことや、家庭や移動発生源からの排出量も相当程度あることがわかり、発生源対策の対象が明確になったと考えられる。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸は、生態毒性の観点から、魚類など水生生物への毒性が高く、PRTR物質にリストアップされたのであるが、あらためて、その使用量の多さに驚いた。参考までに、非イオン界面活性剤であるポリ(オキシエチレン)アルキルエーテルが1.8万トン、ポリ(オキシエチレン)ノニルフェニルフェノールが2千トン、ポリ(オキシエチレン)オクチルフェニル

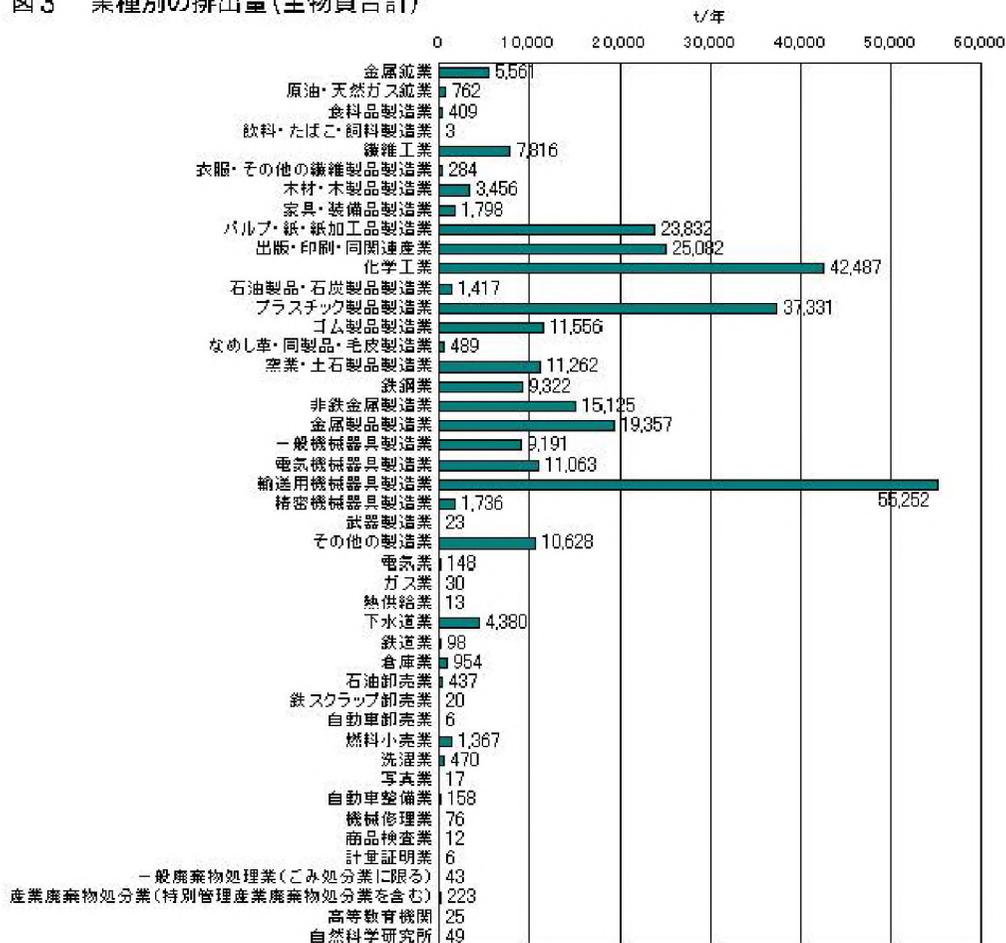
フェノールが千トン弱、排出されていることもわかった。

このデータを見れば、「合成洗剤を追放し、石けんを使用しよう」と、もう一度自らの生活を見直す必要があると思う。

その次に排出量の多いものとして、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩(LAS)、いわゆる中性洗剤

特に、10位のパラジクロロベンゼンは、衣類の防虫剤として使用されているものである。商品名「パラゾール」であるが、中南先生が環境監視85号で報

図3 業種別の排出量(全物質合計)



が含有されていることも明らかになっている。家庭のタンスの中からも、有害化学物質が2万トンも放出されていることは、今まで市民には知らされてこなかったわけで、市民が暮らしのあり方を見直すきっかけにしたいものである。

新たな製品情報の提供方法として活用を

同は排出量、移動量の集計や推計だけでなく、届出対象外の推計方法も公開している。このことによ

て、家庭用の製品に含まれる化学物質の成分や含有量が明らかになったものもある。市民が日常生活の中で使用する製品の中に、有害化学物質が使用されている実態が明らかになり、今後、製品の成分表示や、代替品の開発など、製品の安全性を見直すきっかけになると考えられる。

今まで農業については、主成分の含有量しか表示されていないが、国が推計のために、MSDSを取り寄せ、メーカーに直接ヒアリングして、主成分以外の成分についても公表している。補助剤として第一種指定化学物質を含む農業の種類とその含

表6 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量の上位順

単位: kg/年、ダイオキシン類のみ mg-TEQ/年

物質名	排出量(kg/年) ^{※1}					移動量(kg/年) ^{※2}			排出量・ 移動量合計
	大気	公共用 水域	土壌	埋立	合計	廃棄物 移動	下水道 への移動	合計	
砒素及びその無機化合物	11,688	22,071	0	5,932,644	6,016,403	208,055	20	208,075	6,224,478
石綿	3,135	104	0	0	3,240	4,159,173	34	4,159,207	4,162,446
ニッケル化合物	11,481	108,264	5.4	136,060	255,859	3,010,258	29,042	3,039,300	3,295,159
ベンゼン	2,416,276	14,775	1	710	2,431,762	828,916	10,408	839,324	3,271,086
塩化ビニル	805,218	15,552	0	550	821,320	27,762	11,900	39,662	860,982
六価クロム化合物	5,567	26,550	2	1	32,119	666,828	3,689	670,517	702,636
エチレンオキシド	398,485	24,188	0	0	422,683	113,024	51,094	164,118	586,801
カドミウム及びその化合物	2,348	5,861	0	155,093	163,302	141,329	10	141,339	586,801
ベンジリジン=トリクロリド	0	0	0	0	0	224,620	0	224,620	224,620
ペリリウム及びその化合物	0	1	0	0	1	1,360	0	0	1,361
ダイオキシン類	1,015,396	4,824	138	525,648	1,546,007	5,008,126	198	5,008,324	6,554,330

※1土壌: 事業所内の土壌の排出 埋立: 事業所内の埋立処分

※2廃棄物移動: 廃棄物としての事業所外への移動

有率」という一覧表があり、215種類の農業について補助剤の割合を示している。

たとえば、殺虫剤のDDVPでは、DDVP乳剤(a)は直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(C=10~24)が0.3%、キシレンが34.0%、ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテルが2.0%含まれていることがわかる。DDVP乳剤(b)では直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(C=10~24)が0.2%、エチルベンゼンが0.1%、キシレンが11.6%、ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテルが0.7%含まれている。DDVPくん蒸剤ではアジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)が8.8%、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)が15.8%と、環境ホルモンの疑いのある物質としてSPEED98でリストアップされているものが使われていることがわかる。

展着剤としてポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテルを含有している農薬製剤が多いことがわかったが、ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテルは、河川に流入すると、酸化分解し、ノニルフェノールが生成する。ノニルフェノールによる河川の汚染源として、非イオン界面活性剤からの分解生成だけでなく、農地や家庭菜園などで使用される農薬からも、非イオン界面活性剤が流出している可能性が高いことが明らかになった。残念ながら、農薬の使用によるポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエー

テルの排出量の推計は行われていない。今後の課題として残っていることを指摘しておきたい。

また、塗料でも、川途別・塗料種類別の標準組成が表で示されており、トルエン、スチレンのほかに、アスベスト、鉛、六価クロム、ビスフェノールA型エポキシ樹脂などが含有されている製品が多いことがわかる。接着剤ではフタル酸エステル類、ビスフェノールA型エポキシ樹脂、ホルムアルデヒドなどが含まれていることが示されている。

アスベストのPRTRデータを読む 移動量が多いアスベスト

2001年度のアスベストの環境中への排出、移動量を、表6に示す。表6はPRTRで人に対する発がん性がある物質を第一種特定化学物質として取りまとめ、その中で、排出量と移動量の合計を多い順に並べている。アスベストは移動量、すなわち、廃棄物としての移動量が多いため、砒素について、2番目に多い物質であることがわかる。

アスベストは発がん性が問題になり、EUをはじめ、世界各国が使用禁止する方向で動いている。日本でも昨年厚生労働省の坂口大臣が使用禁止の方向で検討していると表明した。クボタをはじめ、大手の建材メーカーが使用を止めたこともあり、使用量

表7 石綿の届出排出量・移動量の上位10業種

単位: kg/年

物質名	排出量 (kg/年) ^{※1}					移動量 (kg/年) ^{※2}			排出量・ 移動量合計
	大気	公共用 水域	土壌	埋立	合計	廃棄物 移動	下水道へ の移動	合計	
窯業・土石製品製造業	28	102	0	0	131	3,693,741	0	3,693,741	3,693,872
輸送用機械器具製造業	1	0	0	0	1	264,320	11	284,331	284,332
プラスチック製品製造業	3	0	0	0	3	78,401	23	78,424	78,427
電気業	0	0	0	0	0	40,000	0	40,000	40,000
一般機械器具製造業	0	0	0	0	0	23,523	0	23,523	23,523
その他の製造業	0	0	0	0	0	13,620	0	13,620	13,620
木材・木製品製造業	0	0	0	0	0	12,700	0	12,700	12,700
化学工業	3	2	0	0	5	3,499	0	3,499	3,504
鉄道業	3,100	0	0	0	3,100	298	0	298	3,398
ゴム製品製造業	0	0	0	0	0	3,130	0	3,130	3,130
上位10業種合計	3,135	104	0	0	3,240	4,153,232	34	4,153,266	4,156,506
全業種合計	3,135	104	0	0	3,240	4,159,173	34	4,159,207	4,162,446

※1土壌: 事業所内の土壌の排出 埋立: 事業所内の埋立処分

※2廃棄物移動: 廃棄物としての事業所外への移動

表5 最近10年間のアスベストの日本への輸入量

年	輸入量(トン)
1993	209,846
1994	199,836
1995	191,475
1996	177,869
1997	176,021
1998	120,813
1999	117,14
2000	98,595
2001	79,463
2002	43,313

がこの数年の間に激減した。最近10年間のアスベストの輸入量を表5に示すが、減ったとはいえ、2001年では約8万トン輸入されている。用途は洋瓦など建

物の順で移動量の多い順に並ぶ。排出量はほとんどゼロに近く、kgオーダーであることがわかる。

疑問の残る排出量の推計

アスベスト製品の製造施設が、100%クローズド化しているということは考えられない。仮に、99.9%程度の除去率で工場内の排気を抑制したとしても、何かしかなのアスベストが大気中に放出されているはずであり、アスベストの輸入量=使用量が8万トンもあれば、数字となって届出データに反映されてもよいはずだが、正確なものなのか疑わしく思う。

材に加工されているが、表6に示すように、廃棄物への移動量は合計4,159トンと大量にあるにもかかわらず、大気中に排出された量はわずか3.1トンという数字になっている。

中小企業事業団が、業種別にPRTR届出データの排出量や移動量の推計マニュアルをインターネットで公表している。石綿工業用は社団法人日本石綿協会が作成したものであるが、それをみても疑問は残る。

しかも、その99%が鉄道業からの排出で、工場敷地境界で10本/1という排出基準が設けられているにもかかわらず、製造業からの排出が皆無に近いというのは若干疑問が残る。表7にアスベストの届出排出量、移動量の上位10業種を示す。窯業、土石製品製造業の移動量が一番多く3,693トン、ついで輸送用器具製造業284トン、プラスチック製品製造業78トン、電気業40トン、一般機械製造業23.5

石綿工業用の推計マニュアルを見ると、主な石綿製品として、製板工程をへて製造される石綿含有建材製品、石綿工業製品のうち石綿ジョイントシート、摩擦材のうちブレーキライニング(ドライタイプ)があげられており、工程図等も記載されている。大気系への排出として、各製造工程で発生した石綿粉じんは、局所排気装置により集められ、集じん機をへて、

表8 アスベストの届出総排出量の上位10社

事業所名	所在地	主業種	総排出量kg	総移動量kg
相模鉄道がしわ台工場	神奈川県	鉄道業	3,100	220
セキネシール工業山崎工場	埼玉県	窯業・土石製品製造業	94	90,000
クボタ滋賀工場	滋賀県	窯業・土石製品製造業	22.1	150,000
クボタ小田原工場	神奈川県	プラスチック製品製造業	3.4	72,023
オキント本社・工場	三重県	化学工業	2.9	5.5
ニチアス王寺工場	奈良県	窯業・土石製品製造業	2.6	950
ノザワ埼玉工場	埼玉県	窯業・土石製品製造業	2.4	570,000
水澤化学工業中条工場	新潟県	化学工業	2.2	0
ウベボード宇部工場	山口県	窯業・土石製品製造業	1.4	370,000
ノザワ播州工場	兵庫県	窯業・土石製品製造業	1.1	330,000

表9 アスベストの届出総移動量の上位10社

事業所名	所在地	主業種	総排出量kg	総移動量kg
ノザワ埼玉工場	埼玉県	窯業・土石製品製造業	2.4	570,000
松下電工外装足利工場	栃木県	窯業・土石製品製造業	0.6	440,000
ウベボード宇部工場	山口県	窯業・土石製品製造業	1.4	370,000
三菱マテリアル建材 建材事業部明野工場	茨城県	窯業・土石製品製造業	0.4	370,000
ノザワ播州工場	兵庫県	窯業・土石製品製造業	1.1	330,000
三菱マテリアル建材 石岡工場	兵庫県	窯業・土石製品製造業	0.5	220,000
エーアンドエーマテリアル 石岡工場	茨城県	窯業・土石製品製造業	1	180,000
昭和電工建材石岡工場	茨城県	窯業・土石製品製造業	0.5	170,000
クボタ滋賀工場	滋賀県	窯業・土石製品製造業	22.1	150,000
三菱マテリアル建材 建材事業部美瑛工場	北海道	窯業・土石製品製造業	0.2	150,000

排出口より排出される。廃棄物としては、開袋工程における石綿原綿空袋、切断等の切断くず、検査工程による不良品、排水処理工程における汚泥、集じん機からの集じん粉、ろ布等があげられている。

大気系への石綿排出量は、集じん機の排風量と稼働時間と集じん機の排出口の濃度を掛け合わせて算出するように記載されている。日本石綿協会が実施した集じん機の排出口の実験結果では、すべて定量下限値未満だったので、定量下限値の値をもとに、開封・配合の集じん機の場合は0.001mg/m³、それ以外は0.002mg/m³を使用することとなっている。

集じん機の集じん効率をほぼ同じとして計算するのであれば、アスベストの使用量にほぼ比例して大気へ排出されていると考えられる。廃棄物としての移動量も建材やジョイントシート、プレーキライニングの製品間に大差があるとは思えないので、比例すると考えると、大気への排出量と廃棄物の移動量は

比例していると考えても差し支えないだろう。

もう一度表7を見てみると、窯業・土石製品製造業の大気への排出量は28kg、廃棄物移動量は3,693トン、輸送用機械器具製造業は大気へ1kgと廃棄物284トン、プラスチック製品製造業が大気へ3kg、廃棄物78トンになっている。アスベストの用途の9割が建材としての利用といわれているから、廃棄物の発生量はだいたい用途に比例している。そうすれば、窯業・土石製品製造業とプラスチック製品製造業の廃棄物の発生量は50倍差があるため、大気への排出量も同じオーダーであってもおかしくないと考えられる。そういう観点から見ると、大気への排出量はもっと多くて

もおかしくないのだが、届出データは過小評価しているのではないかと疑いたくなる。

2001年度のアスベストの排出量や移動量を届出した事業所は、全国で111事業所ある。TウオッチのPRTRデータ検索で、容易に抽出することが可能である。表8に、総排出量の上位10社、表9に、総移動量の上位10社を示したが、大気への排出量と廃棄物としての移動量が必ずしも一致しておらず、届出データの正確さについては、今後とも注目していく必要がある。特に、日本でもアスベストの輸入量は激減しているから、来年以降の経年変化にも注目する必要がある。

鉄道業からの大気への排出

表8に示されるとおり、相模鉄道からの大気への排出量が3,100kgと際立って多いことがわかる。石

綿対策全国連絡会議が関係省庁との交渉を7月23日実施した際に、環境省の環境安全課のPRTR担当者から回答を得ているので、紹介しておく。相模鉄道では、電車のブレーキパッドに石棉製品を使用していて、その磨り減った分を大気への排出として、車両の検査、修理などを実施しているかしわ台工機所が届け出たということである。電車のブレーキパッドが磨り減った。その中に石棉が何%か含有されているので、磨り減った分を大気への排出だとみなして、相模鉄道の担当者が報告したそうだが、環境省では、PRTR制度ではこのような場合は届出対象事業所に該当しない、と相模鉄道に連絡したそうである。届出データを撤回させるよう指導しているらしい。その代わりに、届出対象外排出量の方で推計するよう修正したい、と説明を受けた。

相模鉄道では、アスベスト含有ブレーキパッドは昨年からは使用しなくなったため、今年度以降は大気への排出はないとしているので、どちらにしても今年の国による集計から、鉄道業の大気への排出は激減することになるのは確かである。

たまたま、相模鉄道の善良な担当者がやったことはいえ、この問題はPRTR制度の課題を示すよい例だといえる。問題点として明らかになったことは、石棉製品製造業での排出量の集計が正確かどうか。アスベストについては、想定していない事業場などからの排出もある。その排出量が比較的大量であることなどである。

大気中アスベスト濃度との関連

阪神大震災の時に、ビル解体現場からのアスベストの飛散が問題になった。大気中のアスベスト濃度はそれほど低くなっていないことを考えれば、環境中に排出されるアスベストの排出源をきちんと抑え

ておく必要があると考える。一昨年PRTRの排出量等の推計方法のパブリックコメントを求められた時に、飛散しやすい吹き付けアスベストの解体作業からの排出も推計するべきである。吹き付けアスベストの除去工事は労働基準監督署に届け出ることが義務付けられていること。工事中のアスベストの排出については測定義務が課せられていることから、推計するべきだと意見を提出したが、信頼できるデータが集められないということで、今後知見を集積していくと回答された経験がある。

そういう意味では、環境中のアスベストの挙動を把握するためにも、アスベストの排出源を明らかにするためにも、このPRTR制度は活用できるはずなので、アスベスト全面禁止に向けて利用していくことを考えていきたい。今後の動向に注目してほしい。



<参考文献>

- 環境庁 外務省監訳：アジェンダ21、(社)海外環境協力センター、(1993)
- 宮澤信雄：水俣病事件四十年、葦書房、(1997)
- 有害化学物質削減ネットワーク結成総会資料、(2002)
- 有害化学物質削減ネットワーク：有害化学物質削減をめざす国際シンポジウム報告書、(2003)
- 中南元：防虫剤のダイオキシン汚染、環境監視86号、(2002)
- 環境省、経済産業省：届出外排出量の推計方法に関する考え方について(修正案)、平成14年9月13日合同会合配布資料1-5、(2002)
- 中地重晴：市民に役立つPRTRの活用を、環境監視87号、(2002)
- 中地重晴：国によるPRTR情報公開データを読む、環境監視91号、(2003)
- 中地重晴：市民参加による有害化学物質管理、環境情報科学、vol.32、No.2、(2003)
- 中小企業事業団：業種別推計マニュアル「石棉工業」、平成14年3月改訂、(2002)

有害化学物質削減ネットワーク(Tウオッチ) 会員募集中

個人正会員のWeb申し込みを受け付けます(年会費3,000円)。団体正会員のお申し込みは、団体加入申込書にご記入のうえFAXで送信してください(年会費10,000円)。

いずれの場合も、<http://toxwatch.xteam.jp/HP/comeon/Default.htm>参照
所在地：東京都豊島区北大塚2-29-5大塚ダイカンプラザ1階「環境市民ひろば」内

禁止政令施行は来年10月 石綿疾患認定基準も改正

石綿全国連は総合対策確立を要請

9月19日、厚生労働省は、アスベスト原則禁止導入に係る労働安全衛生法施行令の一部改正案要綱を中央労働政策審議会(安全衛生分科会)に諮問し、即日、「厚生労働省案は妥当と認める」答申が行なわれた。要綱の内容は、先にパブリック・コメント手続に当たって示された内容と基本的に同じ。

同要綱では、改正政令の試行期日を、EUのデッドライン2005年1月1日より早い、来(2004)年10月1日としている。

また同日、「石綿による疾病の認定基準の改正」も発表された。これは、「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」(8月26日付け)を踏まえたもので、9月19日日付けで、基発0919001号労働基準局長通達「石綿による疾病の認定基準について」(19頁参照)及び基勞補発第0919001号補償課長通達「石綿による疾病の認定基準の運用上の留意点について」(21頁参照)が発せられた。

なお、厚生労働省においては、管理濃度等検討会の検討を踏まえた、作業環境における石綿に係る管理濃度の $0.15f/cm^3$ への引き下げも、年度内にも行なわれるものと見込まれている。

また、建設省では、建築基準法施行令・告示から石綿含有建材の例示を削除する見直しが行われる予定。環境省においては、大気汚染防止法、廃棄物処理法の見直しも含めた検討作業が進められている(われわれは、ほぼ吹き付けアスベストのみに

限定している規制対象を拡大するよう求めており、それは労働安全衛生法令の見直しにもつながる)。官庁直轄の建築物解体・改修工事のなかでは、すでに法令を上回る対策が採られているが、その共通仕様書も改訂が重ねられている。

いずれの動きも、厚生労働省によるアスベスト禁止の導入が引き金となって、連鎖反応を呼び起こしているものととらえることができ、大いに歓迎したい。

しかし、まさにそのような好機だからこそ、従来の縦割り行政の弊害を排し、首尾一貫した総合的・抜本的なアスベスト対策の確立が求められる。国内的には、全面禁止の早期実現、今後の健康被害対策、既存アスベスト対策、がその柱となるだろう。

一方、国際的には、地球規模でのアスベスト全面禁止導入の必要性とともに、日本国内と同様、健康被害・既存アスベスト対策を中心とした対策を促進するための国際協力の必要性が叫ばれるようになってきている。

このような新たな状況を踏まえて、石綿対策全国連絡会議(<http://park3.wakwak.com/~banjan/>)は、同じ9月19日に、「アスベストの全面禁止の早期実現及び総合的・抜本的な健康被害・既存アスベスト対策の確立に向けた要請」を厚生労働省に提出して、10月中に交渉の場を設定するよう申し入れた。厚生労働省との交渉は、初めて全国からアスベスト被災者・遺家族が参加して、直接生の声



厚生労働省発表
平成 15 年 9 月 19 日

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「鉛中毒予防規則の一部を改正する省令案要綱」についての労働政策審議会からの答申について

- 1 厚生労働大臣より、本日、労働政策審議会(会長 西川俊作・慶応義塾大学名誉教授)あて諮問がなされた「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」(別添1)及び「鉛中毒予防規則の一部を改正する省令案要綱」(別添2[一定の要件を満たすプッシュプル型換気装置を、事業者が講ずべき措置の内容として認める等というもの—省略])については、同審議会安全衛生分科会(分科会長 櫻井治彦 慶応義塾大学名誉教授・中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長)において審議が行われた結果、同審議会から厚生労働大臣に対して別紙1及び別紙2[いずれも「厚生労働省案は、妥当と認める」という答申—省略]のとおり答申があった。
- 2 厚生労働省では、これらの答申を受け、今後、労働安全衛生法施行令及び鉛中毒予防規則等の改正を行うこととしている。

別添 1: 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第 1 製造等が禁止される有害物として、石綿を含有する石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、クラッチフェーシング、クラッチライニング、プレーキパッド、プレーキライニング及び接着剤を追加するものとする(第 16 条及び別表第 8 の 2 関係)。

第 2 施行期日等

- 1 この政令は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する

ものとする(附則第 1 条関係)

- 2 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係政令の規定の整備を行うこと。(附則第 2 条から第 4 条まで関係)

労働安全衛生法施行令の一部改正について

1. 趣 旨

石綿は吸入することにより、肺がん、悪性中皮腫、石綿肺を発生することが明らかになっている。労働者の健康障害の防止の観点から、石綿のうちアモサイト及びクロシドライトについては、平成 7 年に使用等が禁止された。その他の種類の石綿については代替化が困難であったこと等から、使用等の禁止までは行わず、局所排気装置の設置、呼吸用保護具の使用等のばく露防止対策等による管理の徹底を図ってきた。

近年これらの石綿についても代替品の開発が進んできていることを踏まえ、国民の安全等にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として使用等を禁止する方向で、学識経験者による「石綿の代替化等検討委員会」において検討を行った。その結果、代替化が可能であるとされた製品について、労働安全衛生法施行令を改正することにより、その使用等を禁止することとする。

2. 措置の内容

石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。)をその重量の 1 パーセントを超えて含有する以下に掲げる製品を、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。

- (1) 石綿セメント円筒
- (2) 押出成形セメント板
- (3) 住宅屋根用化粧スレート
- (4) 繊維強化セメント板
- (5) 窯業系サイディング
- (6) クラッチフェーシング
- (7) クラッチライニング
- (8) プレーキパッド
- (9) プレーキライニング
- (10) 接着剤

3. 施行日

平成16年10月1日

石綿の代替化等検討委員会
報告書の概要

1. 建材(石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング)は、既に代替品が商品化されており、その使用により防火、耐火等の観点から安全確保が困難とは考えられないこと等から、使用が不可欠なものではなく、かつ、非石綿製品への代替化が可能であると考えられる。
2. 摩擦材(クラッチフェーシング、クラッチライニング、プレーキパッド、プレーキライニング)は、既に非石綿化されているか、今後代替化が予定されており、代替化が可能であると考えられる。
3. 断熱材用接着剤は、既に商品化されている非石綿製品があり、非石綿製品への代替化は可能であると考えられる。
4. シール材、ジョイントシートは、高温の流体等が存在する環境下で使用されるもの等については、現時点では安全確保の観点から代替が不可能な場合があり、また、代替可能なもの・不可能なものを温度等の使用限界や使用される機器等の種類等から明確に特定することは困難である。
5. 耐熱・電気絶縁板は、超高温の環境下で使用されるもの等については、安全確保の観点から石綿の使用が必要とされており、現時点で代替可能なもの・不可能なものを温度等の使用限界や使用される機器等の種類等から明確に特定することは困難である。
6. 石綿布、石綿糸等については、二次的にシール材等に加工作ることから、シール材等の代替可能性に連動すると考えられる。

石綿製品について

1 石綿セメント円筒

石綿セメント円筒は、石綿及びセメントを主原料として製造される円筒である。主に煙突として用い

石綿製品の種類及び対応

製品の種類		報告書での判断	対応
建 材	石綿セメント円筒	代替可能	禁止
	押出成形セメント板		
	住宅屋根用化粧スレート		
	繊維強化セメント板		
非 建 材	窯業系サイディング	代替化困難	現行規制で 管理使用
	摩擦材(プレーキ、クラッチ)		
	断熱材用接着剤		
	シール材		
	ジョイントシート		
	耐熱・電気絶縁板		
	石綿布、石綿糸等		

れるほか、地下埋設ケーブル保護管、臭気抜き、温泉の送湯管、配水管にも用いられる。

2 押出成形セメント板

押出成形セメント板は、セメント、ケイ酸質原料及び繊維質原料を主材料としており、高温・高圧下で空洞を持つ板状に押出成形し、硬化させたものである。軽量・不燃で施工法にも優れているため、主に建築物の非耐力外壁及び間仕切壁に用いられる。このパネルに、モルタルを用いてタイルをはり付けることで、意匠性の高いタイル仕上げパネルとすることが可能である。

3 住宅屋根用化粧スレート

住宅屋根用化粧スレートは、セメント、ケイ酸質原料、混和材料などを主原料とし、加圧成形させたものである。主に、住宅用屋根に張られた板の上に葺く化粧板として用いられる。

4 繊維強化セメント板

繊維強化セメント板は、セメント、石灰質原料、パライト、ケイ酸質原料、スラグ及び石膏を主原料とし、繊維などを加え成形させたものである。主に、工場などの建築物の屋根や外壁に用いられる。

5 窯業系サイディング

窯業系サイディングは、セメント質原料及び繊維質原料を主原料とし、板状に成形し、硬化させたものである。主に、建築物の外装に用いられる。

6 クラッチフェーシング

クラッチフェーシングは、クラッチディスクの円板面又は円筒端面にはり付けて使用される摩擦材部品である。主に、クラッチディスクとフライホールの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられる。

7 クラッチライニング

クラッチライニングは、クラッチシューの円周面にはり付けて使用される摩擦材部品である。主に、クラッチシューとクラッチドラムの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられる。

8 ブレーキパッド

ブレーキパッドは、キャリパーに取り付けて使用される摩擦材部品である。主に、ディスクローターをその両側から挟み込むことで制動力を発生させるもの

のとして用いられる。

9 ブレーキライニング

ブレーキライニングは、ブレーキシューの円周面にはり付けて使用される摩擦材部品である。主に、外側方向へ広がることでブレーキドラムの内側との摩擦により制動力を発生させるものとして用いられる。

10 接着剤

接着剤は、二つの物体を貼り合わせるために用いる物質であり、幅広い分野で用いられる。

※「石綿の使用量のうち9割以上が建材に使用されており、その他、化学プラント設備用のシール材、摩擦材等の工業製品等に使用されている」とされている。



厚生労働省発表
平成 15年9月 19日

石綿による疾病の認定 基準の改正について

- 1 石綿との関連が明らかな疾病として、「石綿肺」、「肺がん」及び「中皮腫（胸膜又は腹膜）」があり、当該疾病の労災認定については、昭和 53 年 10 月 23 日付け「石綿ばく露作業従事労働者に発症した疾病の業務上外の認定について」（以下「認定基準」という。）に基づき行ってきたところである。
- 2 近年、中皮腫に係る医学的知見の進歩に加えて、その労災認定件数が、平成 11 年度 25 件、平成 12 年度 35 件、平成 13 年度 33 件と増加傾向にあり、また、認定基準に具体的認定要件を定めていない、心膜及び精巣鞘膜（せいそうしようまく）の中皮腫の労災認定事例もあった。
- 3 中皮腫の労災請求件数は、今後さらに増加することも予想され、このような事態への的確な対応及び迅速・適正な労災認定のために「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、認定基

準の見直し検討を行ってきたが、その検討結果が平成 15 年 8 月 26 日に取りまとめられた。

- 4 この検討結果を踏まえて、認定基準を改正し、本日付けで「石綿による疾病の認定基準について」（以下「改正認定基準」という。）を厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あて通達したところである。
- 5 厚生労働省では、改正認定基準に基づく、迅速・適正な労災認定が図られるよう、関係事業者及び労働者等への周知のためのパンフレットの作成配布、労災認定業務担当職員に対する研修の実施及び医療機関、医療関係者向けハンドブックの作成等により改正認定基準の周知を図ることとしている。
- 6 改正認定基準における主な改正点は、別添 1 のとおりであり、また、検討会における検討結果の概要は、別添 2 のとおりである。

別添 1：改正認定基準における主な改正点

- 1 石綿との関連が明らかな疾病として、認定基準には「胸膜又は腹膜の中皮腫」、が示されていたが、これに「心膜、精巣鞘膜（せいそうしようまく）の中皮腫」を追加したこと。
- 2 石綿との関連が明らかな疾病として、「良性石

石綿による疾病の認定基準改正

綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」を新たに例示したこと。

3 石綿ばく露作業については、過去の労災認定事例等を踏まえて、次のものを追加したこと。

- ① 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- ② 石綿製品が用いられている車両の補修又は解体作業
- ③ 石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

また、石綿ばく露作業の例示に当たっては、「石綿原料に関連した作業」、「石綿製品の製造工程における作業」及び「石綿製品等を取扱う作業」等に分類・整理したこと。

4 中皮腫に係る認定要件のうち、石綿ばく露作業への従事期間を「5年以上」から「1年以上」に短縮したこと。

5 肺がん及び中皮腫の医学的所見に係る要件のうち、石綿ばく露指標として重要な「胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)」及び「石綿小体又は石綿繊維」をそれぞれ独立させる等の見直しをしたこと。

別添2：「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」の検討結果の概要

1 検討会の設置

(1) 検討内容

石綿ばく露労働者に発生した疾病として、「石綿肺」、「肺がん」及び「(胸膜又は腹膜)の中皮腫」がある。今般、認定基準に具体的認定要件を定めていない心臓及び精巣鞘膜(しょうまく)の中皮腫を業務上として労災認定した事例があること、中皮腫に係る労災認定件数の増加が見込まれること等にかんがみ、中皮腫に係る認定要件の見直し検討を行うとともに、その他石綿と因果関係が認められる疾病の取扱いについて検討を行った。

(注) 現行認定基準(昭和53年10月23日付け基発第584号「石綿ばく露作業従事労働者に発生した疾病の業務上外の認定について」)においては、石綿との関連が明らかにされている主な疾病とし

労働基準法施行規則別表第1の2第7号7
「石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫」
労災補償状況

	肺がん	中皮腫			
		計	胸膜	腹膜	胸膜、腹膜
平成4年度	9	14	/	/	/
平成5年度	11	10			
平成6年度	9	12			
平成7年度	10	13			
平成8年度	15	12			
平成9年度	12	10			
平成10年度	23	19			
平成11年度	17	25	18	6	—
平成12年度	17	35	27	8	—
平成13年度	21	33	25	8	—

て、「石綿肺」、「肺がん」及び「胸膜又は腹膜の中皮腫」が掲げられている。

(2) 検討経過及び参集者

平成14年10月29日～平成15年8月8日 計7回開催

参集者は別紙のとおり。

2 検討結果の概要

検討会における検討結果の概要は以下のとおり。

- (1) 石綿との関連が明らかな疾病として、「心臓、精巣鞘膜の中皮腫」を追加。
- (2) 石綿との関連が明らかな疾病として、「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」を追加。
- (3) 石綿ばく露指標として重要な「胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)」を、認定要件として独立させる。
- (4) 中皮腫については、認定要件の一つである石綿ばく露作業への従事期間を、「5年以上」から「1年以上」に短縮。
- (5) 石綿ばく露作業の例示を見直し、整理すべき。
- (6) 肺がんについても、石綿ばく露作業への従事期間(肺がんは、10年)を除き、中皮腫の認定要件見直しに合わせて、認定要件を整理。
- (7) 認定基準改正を契機に、石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わる者を含

む、すべての医療関係者等への周知、徹底を図る。

別紙：石綿ばく霧労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会集者名簿(五十音順)

氏名	役職等	専門
審良 正則	国立療養所近畿中央病院放射線科医長	(放射線)
井内 康輝	広島大学医学部長	(病理)
	広島大学大学院医歯薬学総合	

	研究科病理学研究室教授	
岸本 卓巳	労働福祉事業団岡山労災病院内科部長	(臨床)
神山 宣彦	独立行政法人産業医学総合研究所作業環境計測研究部長	(測定)
三浦 薄太郎	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院内科部長	(臨床)
◎森永 謙二	大阪府立成人病センター参事	(疫学)
	◎：座長	

基労補発第0919001号
平成 15年9月 19日
都道府県労働局長殿
厚生労働省労働基準局長

石綿による疾病の認定基準について

標記については、昭和53年10月23日付け基労第584号(以下「584号通達」という。)により示してきたところであるが、今般、「石綿ばく霧労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」の検討結果を踏まえ、石綿にばく霧した労働者に発症した石綿肺等の業務上外の認定に関し、下記のとおり認定基準を定めたので、今後の取扱いに遺漏のないよう万全を期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、584号通達は廃止する。

記

第1 石綿による疾病と石綿ばく霧作業

1 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病としては、次のものがある。

- (1) 石綿肺
- (2) 肺がん
- (3) 胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫

- (4) 良性石綿胸水
- (5) びまん性胸膜肥厚

2 石綿ばく霧作業

石綿ばく霧作業の主なものには、次の作業がある。

- (1) 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- (2) 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- (3) 次のアからオまでに掲げる石綿製品の製造工程における作業
 - ア 石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
 - イ 石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高压管、石綿円筒等のセメント製品
 - ウ ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット(パッキング)等に用いられる耐熱性石綿製品
 - エ 自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - オ 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品(電綿絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。)又は電解隔膜、タイル、プaster等)の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- (4) 石綿の吹付け作業
- (5) 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業

- (6) 石綿製品の切断等の加工作業
- (7) 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- (8) 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- (9) 石綿を不純物として含有する鉱物(タルク(滑石)、パーミキュライト(蛭石)、繊維状ブルサイト(水滑石))等の取扱い作業
- (10) 上記(1)から(9)の石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

第2 石綿による疾病の取扱い

1 石綿肺(石綿肺合併症を含む。)

石綿ばく露作業(前記第1の2の(1)から(10)までに掲げる作業をいう。以下同じ。)に従事しているか又は従事したことのある労働者(以下「石綿ばく露労働者」という。)に発生した疾病であって、じん肺法(昭和35年法律第30号)第4条第2項に規定するじん肺管理区分が管理4に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条第1号から第5号までに掲げる疾病(じん肺管理区分が管理4の者に合併した場合を含む。)は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)別表第1の2(以下「別表第1の2」という。)第5号に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

2 肺がん

- (1) 石綿ばく露労働者に発症した原発性肺がんであって、次のア又はイに該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

ア じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あること。

(ア) 胸部エックス線検査、胸部CT検査、胸腔鏡検査、開胸手術又は剖検により、胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)が認められること。

(イ) 肺組織内に石綿小体又は石綿繊維が認められること。

- (2) 上記(1)のア及びイに該当しない原発性肺がんであって、次のア又はイに該当する事案は、本省に協議すること。

ア 上記(1)のイの(ア)又は(イ)に掲げる医学的所見が得られている事案

イ 石綿ばく露作業への従事期間が10年以上である事案

3 中皮腫

- (1) 石綿ばく露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫であって、次のア又はイに該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

ア じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること。

(ア) 胸部エックス線検査、胸部CT検査、胸腔鏡検査、開胸手術又は剖検により、胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)が認められること。

(イ) 肺組織内に、石綿小体又は石綿繊維が認められること。

- (2) 上記(1)のア及びイに該当しない胸膜、腹膜、心膜若しくは精巣鞘膜の中皮腫又は胸膜、腹膜、心膜及び精巣鞘膜以外の部位の中皮腫であって、次のア又はイに該当する事案は、本省に協議すること。

ア 上記(1)のイの(ア)又は(イ)に掲げる医学的所見が得られている事案

イ 石綿ばく露作業への従事期間が1年以上である事案

4 良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚

石綿ばく露労働者に発症した良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚については、石綿ばく露作業の内容及び従事歴、医学的所見、必要な療養の内容等を調査の上、本省に協議すること。

なお、当該疾病が業務上と認められる場合には、別表第1の2第4号8に該当する業務上の疾病として取り扱うこととなる。



基発補発第0919001号

平成 15年9月 19日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

労災補償部補償課長

石綿による疾病の認定基準の 運用上の留意点について

石綿による疾病の認定基準については、平成15年9月19日付け基発第0919001号(以下「通達」という。)をもって改正されたところであるが、その具体的な運用に当たっては、下記事項に留意されたい。

なお、改正認定基準のより正確な理解のため、「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」を活用するものとする。

記

第1 認定基準改正の経緯

石綿ばく露労働者に発生した疾病の業務上外の認定については、昭和53年10月23日付け基発第584号「石綿ばく露作業従事労働者に発生した疾病の業務上外の認定について」(以下「旧認定基準」という。)により取り扱ってきたところである。

しかしながら、石綿による疾病、特に中皮腫については、医学的知見の進歩等により診断技術が格段に向上していること、胸膜及び腹膜以外の部位(心膜及び精巣鞘膜)の中皮腫の労災認定事例もあること、さらに労災請求件数の増加が予想されることなど、このような状況への確に対応するため、最新の医学的知見に基づき、認定基準の改正を行ったものである。

今回の改正は、これまで本省りん同事案として個別判断の対象とされていた石綿ばく露作業への従事期間の短い労働者に発症した中皮腫並びに胸膜及び腹膜以外の部位に発症した中皮腫に対する、最新の医学的知見に基づく認定要件の設定を主として行ったものである。

今後とも、迅速、適正な労災認定に努めることはいうまでもないが、通達の周知徹底を通じ、石綿に

よる疾病に対する関係労使、医療関係者等の理解を一層深めることにより、より効率的な事務処理を図ることとする。

第2 主な改正点

- 1 石綿との関連が明らかな疾病として、旧認定基準には「胸膜又は腹膜の中皮腫」が示されていたが、これに「心膜、精巣鞘膜の中皮腫」を追加したこと。
- 2 石綿との関連が明らかな疾病として、「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」を新たに例示したこと。
- 3 石綿ばく露作業については、過去の認定事例等を踏まえて、
 - (1) 「倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業」
 - (2) 「石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業」
 - (3) 「石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業」等を追加したこと。
- 4 中皮腫に係る認定要件のうち、石綿ばく露作業への従事期間を「5年以上」から「1年以上」に短縮したこと。
- 5 肺がん及び中皮腫の医学的所見に係る要件のうち、石綿ばく露指標として重要な「胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)」及び「石綿小体又は石綿繊維」をそれぞれ独立させる等の見直しをしたこと。
- 6 平成15年4月1日からじん肺法(昭和35年法律第30号)に基づく合併症に「原発性肺がん」が追加されたが、石綿肺に合併した原発性肺がんについては、従前のとおり、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)別表第1の2(以下「別表第1の2」という。)第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うことを明記したこと。

第3 運用上の留意点

1 「石綿による疾病」について

ア 通達の記の第1の1の「石綿による疾病」については、現在の医学的知見において、石綿との関連が明らかな疾病を掲げたものである。

イ 通達の記の第1の1の(3)に「心膜、精巣鞘膜

の中皮腫を追加したのは、国内外の症例報告等の集積を踏まえたものである。また、ここに掲げた四つの部位以外の部位に中皮腫が発症することは極めてまれであり、中皮腫が、ある部分に局限している場合には、その臓器・組織名が診断名とされることがある。例えば、「腸間膜中皮腫」、「骨盤中皮腫」とされたものであっても、これらはいずれも「腹膜中皮腫」に該当するものである。したがって、労災請求された被災労働者の診断書における診断名の記載が、胸膜、腹膜、心膜、精巣鞘膜及び胸腹膜(原発部位が胸膜か腹膜のいずれかが不明な場合に記載されることがある。)中皮腫と異なる際には、医療機関に対し、その病理組織検査結果等について確認することが必要となる。

ウ 通達の記の第1の1の(4)の「良性石綿胸水」及び同(5)の「びまん性胸膜肥厚」を新たに例示することとしたのは、胸水が消失せず遷延した場合や、胸水が自然消退した後にびまん性胸膜肥厚を残した場合、治療が必要な種々の肺機能障害等を引き起こすことがあるからである。

なお、「良性石綿胸水」の約半数は胸痛、呼吸困難等の自覚症状がある一方、自覚症状がなく健康診断等による胸水で発見される場合がある。いずれの場合も、胸膜中皮腫を鑑別するための精密検査が必要となる。

また、胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)が壁側胸膜の病変で、臓側胸膜(肺側胸膜)との癒着を伴わないのに対して、「びまん性胸膜肥厚」は、臓側胸膜の病変で、壁側胸膜との癒着を伴うものである。

2 「石綿ばく露作業」について

(1) 通達の第1の2の「石綿ばく露作業」については、これまで旧認定基準で示されていたものを、過去の労災認定事例等をもとに追加、見直しを行うとともに、①「石綿原料に関連する作業」、②「石綿製品の製造工程における作業」、③「石綿製品等を取扱う作業」等に分類、整理したものである。

(2) 中皮腫は、肺がん比べ、低濃度の石綿ばく露によっても発症することがある。

特に、石綿を不純物として含有する鉱物等の

取扱い作業及び間接的なばく露を受けた可能性のある作業については、労働者等が、石綿にばく露していたことを認識していない場合があることに留意の上、職業ばく露歴の調査に当たること。このような作業に係る労災認定事例として、次のものがある。

① 被災労働者は、右筆を削り、その削った右筆を用いたけがき(鉄板に切断のための線を引く)作業に約25年間従事し、その後、「心膜中皮腫」を発症したものである。右筆の原料である当時のタルク(滑石)には、石綿が不純物として含有されており、この右筆を削る作業及びけがき作業において、石綿のばく露を受けたものである。

② 被災労働者は、玉掛け工として約12年間従事し、その後、「胸膜中皮腫」を発症したものである。被災労働者は直接石綿を取り扱っていなかったが、玉掛け作業に従事していた造船所内の建造船ドック、溶接工場等には石綿を取り扱っている現場があったため、そこで間接ばく露を受けたものである。

3 石綿による疾病の取扱いについて

(1) 「石綿肺」

通達の記の第2の1の石綿肺に合併した疾病について、じん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条第1号から第5号までとし、同第6号「原発性肺がん」を含めていないのは、石綿肺の所見を有する者に発症した「原発性肺がん」については、従前のおり、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うためであるものである。

(2) 「肺がん」及び「中皮腫」

ア 通達の記の第2の2の(1)のア及び同3の(1)のアで「じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上の石綿肺の所見が得られている」ものについて、石綿ばく露作業の従事期間を要件としていないのは、次の理由によるものである。石綿肺とは、石綿による間質性肺炎・線維症であり、単なる不整形陰影を呈する「じん肺」ではなく、診断には明確な石綿ばく露歴が不可欠なものである。したがって、石綿肺の臨床診断には、高濃度の石綿吸入歴を疑わせるだけの職

業歴が必要であり、明らかな職業ばく露歴の証拠となるためである。

なお、明らかな石綿の職業ばく露歴のない石綿肺様の胸部エックス線所見(下肺野の線状影を主とする異常陰影)は、石綿肺以外の疾患が疑われるものである。

イ 通達の記の第2の2の(1)のイの(ア)及び同3の(1)のイの(ア)の「胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)」については、過去(概ね15～40年前)の石綿ばく露の指標として極めて重要であることから、これを独立した要件とし、その具体的確認方法を記載したものである。このうち、胸部CT検査の方が胸部エックス線検査よりも検出率は高く、胸壁軟部陰影や肋骨随伴陰影との鑑別も容易である。また、胸腔鏡検査、関胸手術及び剖検時に肉眼で観察することができるものである。

ウ 通達の記の第2の2の(1)のイの(イ)及び同3の(1)のイの(イ)の「石綿小体又は石綿繊維」については、「石綿肺の所見」及び「胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)」のいずれもが認められない場合において、石綿ばく露歴を推定し得る重要な指標である。

石綿小体の検索は多くの医療機関等で実施可能である。

また、石綿の職業ばく露の機会があったにもかかわらず、石綿小体が検出されない場合には、分析透過型電子顕微鏡による石綿繊維の検索が必要になることもあるが、この分析が実施可能な機関は限られていることから、石綿繊維の検索が必要な場合には、本省に照会されたい。

エ 通達の記の第2の2の(2)及び同3の(2)において、石綿ばく露作業への従事期間に係る要件又は石綿ばく露の医学的所見に係る要件(石綿肺の所見のある者を除く。)のどちらか一方が該当しない事案を本省協議としたのは、職業ばく露以外の石綿ばく露の有無の確認等業務上外の判断に当たって、より慎重な判断を要するためである。

(3) 「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」

通達第2の4の「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」について、その取扱いを本省協議と

したのは、確定診断が困難な場合が多く、その報告例も少ないこと、個々の障害の程度も様々であること等から、当分の間、個々の事案ごとに業務上外を判断する必要があるためである。

なお、石綿ばく露以外の事由によっても、胸水及びびまん性胸膜肥厚が発生する可能性もあることから、これらを除外するための診断の有無を医療機関に確認すること。

4 認定基準に掲げられていない疾病の取扱い

通達第1の1の「石綿による疾病」に掲げられたもの以外の疾病については、現在の医学的知見において、石綿ばく露との関連は明らかにされていないので、原則として労災補償の対象とならない。

しかしながら、石綿ばく露作業への従事歴及び石綿ばく露の証拠となる医学的所見(石綿肺、胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維)が認められる事案であって、通達の記の第1の1に掲げられたもの以外の疾病を発症したとされる事案については、本省に照会されたい。

5 認定基準の周知徹底等について

(1) 認定基準の周知

改正された認定基準については、関係労働者(離職した労働者を含む。)及び事業者への周知はもとより、医療機関への周知についても行う必要がある。

医療機関への周知に当たっては、労災指定医療機関のみならず、すべての医療機関に対する周知を行うため、都道府県医師会、都道府県産業保健推進センター、地域産業保健センター等との連携を図ること。

また、離職した労働者への周知に当たっては、市町村広報紙等の活用、労働安全衛生法第67条に基づく健康管理手帳による健康診断を実施する委託医療機関への協力要請に配慮すること。

(2) 石綿ばく露チェック表の活用

主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、医療機関に対して、別添「石綿ばく露歴チェック表」の活用についても併せて周知されたい。



9. 塗装工場 石けん工場
 オイル・化学物質の精製工場
10. ランドリー・クリーニング屋 埃りっぽい作業服の取り扱い
11. 埃りっぽいものの運搬
 商船の船員 トラックの運転手 鉄道員
 はしけの船員 港湾作業員 クレーンの操作員
12. 下水汚物・廃棄物の回収・処理・運搬
13. 蒸気機関車の修理、解体
14. ガスマスクの製造
15. 宝石・貴金属の細工仕事
16. 消防隊員
17. 歯科技工士

IV. 以下の石綿製品を取り扱う仕事をしたことがありますか。

- | | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 石綿繊維 | <input type="checkbox"/> 石綿断熱フェルト | <input type="checkbox"/> 石綿カーテン |
| <input type="checkbox"/> 石綿パイプ | <input type="checkbox"/> ボール紙・断熱板 | <input type="checkbox"/> 石綿紙 |
| <input type="checkbox"/> 石綿チューブ | <input type="checkbox"/> 石綿パイプ被覆 | <input type="checkbox"/> 石綿バイブラインフェルト |
| <input type="checkbox"/> 石綿セメント板・管 | <input type="checkbox"/> 石綿織物・布 | <input type="checkbox"/> 断熱パッド(詰め物) |
| <input type="checkbox"/> 石綿巻き紙 | <input type="checkbox"/> 石綿ロープ | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 石綿ガスカート | <input type="checkbox"/> 石綿封塗料 | |
| <input type="checkbox"/> 石綿テープ | <input type="checkbox"/> 石綿パッキング | |

V. あなた(注)調査対象者)のそばで次のような仕事が行われていませんでしたか。

- 断熱パッド(詰め物)の取り付け・取りはずし
- 石綿パイプの取引判ナ・取りはずし
- 溶接
- 保温材料で包まれたパイプの取り付け・取りはずし
- プレカットされたアスベストブロックの取り付け・取りはずし
- 石綿壁板やアスベストボール紙の取り付け・取りはずし
- 支柱・隔壁・ガード(garder)に耐火塗装をおこなったり、はがしたりする。
- バルブ・パッキングの取り付け・取りはずし
- ボイラーやボイラーのポンプに保温材をまいたり、はがしたりする。
- スチーム管に断熱材をまいたり、はがしたりする。
- 石綿のチューブ・パイプ・板・ボール紙・断熱材を切断したり、取り付けたりする。

VI.

- 家庭で(絶縁物・暖房炉セメント・断熱材・カルシミン*・石綿製品)の修理・修繕をしたことがありますか。
*大井壁などに塗る水性塗料
- タルク・パウダーを使ったことがありますか。(ボディータルク・顔用タルク)
- 石綿製品を家庭で使ったことがありますか。(アイロン板のカバー・耐熱手袋)
- 石綿工場の近くに住んでいたことがありますか。
 造船所の近くに住んでいたことがありますか。
 建材物の置場の近くに住んでいたことがありますか。
 プレーキ修理工場の近くに住んでいたことがありますか。

Interviewer's Remarks

大阪中皮腫研究会

労働安全衛生分野における ILOの基準-関連活動：決議・結論

第91回国際労働会議(2003年7月)第6議題

暫定的議事録 22

第6議題：労働安全衛生分野における
ILOの基準-関連活動：当該活動の行動
計画推敲に向けた討議の綿密な研究
(統合的アプローチに基づいた一般討議)

※上記報告書(全体44頁)のうち、「労働安全衛生
委員会の報告」(37頁分)を除いた「決議」、「結論」
の部分を独自に翻訳して、以下に紹介する。

労働安全衛生に関する決議

国際労働機関の総会は、2003年第91会期に参
集し、

報告書VI「労働安全衛生分野におけるILOの基
準-関連活動」[2003年6月号参集]をもとに、統合
的アプローチに基づいた一般討議を行い、

1. 以下の結論を採択し、
2. 労働安全衛生(OSH)分野におけるILOの基
準-関連活動のインパクト、首尾一貫性及び妥当
性を高めることをめざして、
 - (a) 2003年11月の理事会で了承されれば、労働
安全衛生に関する項目を国際労働会議の第93
会期(2005年)の議題とする機会があることに留
意しつつ、将来のOSH分野におけるILOの基準-
関連活動の計画策定において、これらの結論に
しかるべき考慮を与え、
 - (b) 現在及び2004-05年の活動計画[プログラム]

の実行、2004-05年の2年間に利用可能な諸資
源の配分、及び将来の、とりわけ2006-07年の
2年間の、戦略計画、活動計画及び予算の準備
に際し、それらに優先順位を与えるよう事務総長
に対して求めるよう、
国際労働事務局の理事会に要請する。

労働安全衛生分野における ILOの基準-関連活動に関する結論 —世界戦略

1. 人々の苦痛や関連する経済的コストの点から
みて、重大災害はもちろん、労働災害・職業病の
地球的なインパクトのマグニチュードは、国及び
国際的レベルにおいて、労働現場の積年の関心
の源になっている。すべてのレベルにおいて、こ
の問題と折り合いをつけるために相当の努力が
なされてきたが、それにもかかわらず、労働に関
連した災害・疾病により毎年200万人以上の労
働者が死亡し、世界的にこの数字は増加してい
ると推計している。OSHは、1919年の創立以来
のILOの中心課題のひとつであり、ディーセント・
ワーク・アジェンダの諸目標を達成するための基
本的要求事項であり続けるであろう。
2. ハザード・リスクを予防・管理する措置を策定
することに加えて、新たな戦略・解決策を開発して、
危険物質や機械、工具、手作業から生ずるもの
などのよく知られたハザード・リスクと、生物学的
ハザード、心理社会的ハザードや筋骨格系障

害などのまさに現出しつつある諸問題の双方に適用する必要がある。さらに、OSHは社会的諸関係の複雑にからみ合った一部であることから、国内及び世界的な社会経済的文脈のなかで優勢な変化の力と同じものの影響を受けている。人口動態学的な要因・力の影響、雇用の変化や作業組織の変化、性差による差別、企業の規模や構造、生活サイクル、技術進歩の早いペースは、ハザードや曝露、リスクのパターンの新たなタイプを生じさせる可能性のある重要問題の例である。これらの諸問題に対する適切な対応の確立は、この分野における知識と経験、よい実践例の集合体に依拠し、また「それらを」活用しなければならない。安全衛生措置は、安全・健康な労働環境の創出・維持を保証し、また、かかる措置は品質・生産性・競争力を改善することも可能にする。

3. 労働災害・職業病を予防するための有効な法的・技術的手段、方法論や措置は存在しているとはいうものの、国のOSHシステムを効果的に執行するためのハイレベルの政治的関与はもちろんのこと、OSHの重要性に関する全般的関心を高める必要がある。国際レベルまたは国レベルのどちらでも、OSH問題に取り組む努力はしばしば分散され、断片的にされ、結果的に、有効なインパクトを生むのに必要な首尾一貫性のレベルをもたない。したがって、国際的、国及び企業レベルで、OSHに高い優先順位を与え、また、国のOSHシステムの持続的改善のためのシステムの創設・維持に、すべての社会パートナーを引き入れる必要がある。その三者〔政労使〕参加とOSH分野における認知された世界的使命を付与されたILOは、このような戦略を通じて労働の世界に現実的なインパクトを与えるのに、とりわけふさわしい。

4. 世界的OSH戦略の基本的な柱には、国の予防的な安全・健康文化の構築・維持及びOSHマネジメントへのシステム・アプローチの導入が含まれる。国の予防的な安全・健康文化は、そのなかで安全・健康な労働環境の権利がすべてのレベルにおいて尊重され、権利・責任・義務が定義づ

けられたシステムを通じて、政府・使用者・労働者が安全・健康な労働環境の確保に積極的に参加し、また、予防原則に高い優先順位が与えられるもののひとつである。予防的な安全・健康文化の構築・維持には、ハザードとリスクというコンセプト及びそれらを予防ないし管理する方法についての全般的関心・知識・理解を高めるために利用できるあらゆる手段を活用することが必要とされる。最近、ILOの労働安全衛生マネジメント・システムに関するガイドライン（ILO-OSH 2001）において、企業レベルにおけるOSHマネジメントへのシステム・アプローチが開発された。このコンセプトと関連する方法論に基づいて、世界的OSH戦略は、国のOSHシステムのマネジメントにシステム・アプローチを適用することを提唱する。

労働における安全・健康を促進する ILOの行動計画

I. プロモーション、注意喚起及びアドボカシー

5. 予防的な安全・健康文化の育成・促進は、長期的なOSHパフォーマンスの改善の基礎である。この目的のために多様なアプローチをとることができる。かかる予防的文化の促進〔プロモーション〕は、大いにリーダーシップの問題であり、種々のイニシアティブに関して、ILOは唱道的役割〔アドヴォカシー・ロール〕を果たさなければならない。したがって、ILOは：

- OSHの重要性に関する幅広い関心を高めること、及び安全・健康な労働条件に関する労働者の権利の増進にねらいを定めた国際行事やキャンペーン（国際記念日または安全健康週間）の確立を支持すべきである。かかるイニシアティブは、1984年4月28日以来組織されてきた労働者記念行事を尊重すべきである。
- ILO及びそのOSH国際文書の認知度を引き上げる道を追求すべきである。
- 国と企業レベルの双方において、強力かつ持続する予防的な安全・健康文化を達成するものとも有効な手段として、「労働における安全・健

康の健全なマネジメント」というコンセプトの促進に焦点を当てた世界的な情報・注意喚起キャンペーンを開始すべきである。

- ILOと国際社会保障協会 [ISSA] 共催の3年ごとの世界労働安全衛生会議を含め、予防的な安全・健康文化を促進するために、国際会議を戦略的に活用すべきである。
- 自らのOSHマネジメント・システムに関するガイドラインを、内部で実行すべきである。
- 高レベルの政府当局による国のOSHプログラムの開始を奨励すべきである。

II. ILOの国際文書

6. 優先事項として、OSH分野における促進的な枠組みを確立する新たな国際文書が策定されるべきである。この国際文書の主な目的は、国の課題のなかでOSHに優先順位が与えられ、また、予防的な安全・健康文化とマネジメント・システム・アプローチに基礎をおいた、OSH改善のための国の戦略的、三者構成の文脈における、策定への政治的な関与を促進するのを確実にすることであるべきである。規範的というよりも促進的な内容をもつ包括的な国際文書としてのその機能において、既存の最新化済みの諸国際文書のインパクトを増進させ、また、法令、補助措置及び執行を含めた、国のOSHシステムの継続的改善にも寄与するだろう。かかる実践的・建設的な国際文書は、とりわけ、安全・健康な労働環境に関する労働者の権利、政府・使用者・労働者各々の責任、OSHに関する三者協議メカニズムの確立、職場レベルにおけるハザード・リスクのアセスメント及びマネジメントの原則に基づいた国のOSHプログラムの策定・実行、予防的な安全・健康文化を育成するためのイニシアティブ、関係するすべてのレベルにおける労働者の参加・代表、を促進すべきである。既存の国際文書にすでにある規定との重複を避ける努力をすべきである。この点において、OSHに関する経験・よい実践の交流を可能にするために、この国際文書には、達成・進展状況を報告するメカニズムを含めるべきである。

7. [国際文書の]改訂に関しては、1963年の機械防護条約(第119号)と1963年の機械防護勧告(第118号)の改訂、及び、1990年の化学物質条約(第170号)の議定書による統合整理されたやり方による、1919年の鉛中毒(女性及び児童)勧告(第4号)、1919年の鉛中毒条約(第6号)、1921年の白鉛(塗装)条約(第13号)、1971年のベンゼン条約(第136号)及び1971年のベンゼン勧告(第144号)の改訂、に優先順位が与えられるべきである。
8. ILOの国際文書の妥当性を高める観点から、人間工学及び生物学的ハザードの分野における新たな国際文書の策定に、高い優先順位が与えられるべきである。実施要領の形式での機械防護に関する新たな国際文書の策定にも、優先順位が与えられるべきである。今後のILOの活動のために、労働に関連した心理社会的ハザードに関しても、検討がなされるべきである。
9. 労働安全衛生は、不断の技術革新にさらされる分野のひとつである。策定されるべきハイレベルの諸国際文書は、それゆえ、鍵となる諸原則に焦点をおくべきである。相対的にすたれる傾向にある諸要求事項は、実施要領や技術的ガイドラインのかたちの詳細なガイダンスにより扱われるべきである。ILOは、このような要領やガイドラインの組織的な最新化の方法論を策定すべきである。

III. 技術援助及び協力

10. 開発途上諸国や過渡期の諸国に対して、国のOSH能力及びプログラムをタイムリーに強化するための、技術的助言や財政支援を提供することは重要である。このことは、世界経済や技術の急速な変化という文脈において、とりわけ重要である。技術協力プログラムの策定にあたっては、援助をもっとも必要としており、かつ、例えば国のOSHプログラムの開始といったかたちで、持続的な行動への関与が明らかな諸国に、優先順位が与えられるべきである。国、地域及び国際レベルにおけるニーズのアセスメントから開始する、技術協力プログラムの策定・実行は、これに関す

る効果的なやり方である。可能な場合には、これらのプロジェクトは、当該地域レベルにおける相乗効果をもち、かつ、長期的に自立できるものであるべきである。その構成員とILOは、当該地域の増えつつあるOSH 専門家とともに、かかる目的のための革新的な財政的支援資源はもちろん、拠出国・機関の支援を追求する特別の努力を払うべきである。技術協力プロジェクトを通じて得られた経験は、とりわけ当該地域レベルにおいて、ひろく共有されるべきである。

11. 近年ILOが促進してきた、国のOSHプログラムの策定は、国のOSHシステムの改善における三者の努力を統合する有効な道である。最高レベルの政府当局、例えば国の首長、政府や議会による国のOSHプログラムへの支持や開始は、国のOSH能力の強化や国・国際的な資源の動員に関して著しいインパクトをもつ。プログラムの策定・実行に、使用者・労働者・関連する全政府機関の積極的な参加を確保することが必要である。プログラムは、国のOSHシステムと能力・OSHパフォーマンスの改善にねらいを定めて、各国の達成状況やニーズに基づいて策定されなければならない。
12. 国のOSHプログラムは、国の方針、公に表明され文書化されたハイレベルの関与・ビジョン、国のOSHプロフィール・目標・指標・責任・資源・政府のリーダーシップの策定を含む国の戦略、などの鍵となる側面をカバーすべきである。このようなプログラムは、国の政府の部署、そのOSH監督・執行システム、OSH サービス体系、OSHに焦点を当てた使用者・労働者の組織、情報センター・ネットワーク、分野横断的な教育・トレーニング・システム、調査研究・分析の機構、経験料率[メット率]や奨励措置を含む労働災害・職業病の補償・リハビリテーション・システム、自主的・三者構成プログラム・体系やアドヴォカシー・プロモーションを強化するだろう。
13. 国のOSHプログラム策定・実行を支援する方法論の開発にあたっては、定期的なレビューや労働災害・職業病予防における取り組みのための将来の優先順位の確認に基づくことはもちろ

ん、関係者が進展の度合いを評価するツールを提供するように設計された、適切かつ現実的なインプット、プロセス及びアウトプットの指標の詳細が検討されるべきである。

14. OSH分野におけるILOの出先機関の能力・専門ノウハウは、この分野における構成員のニーズによりよく対処するように強化されるべきである。ILO本部とその出先事務所との間のコミュニケーションの手段は、プロジェクトの計画・策定のために、入手可能な国のデータを効果的に分析・活用できるのを確保するために、能率化・改善されるべきである。

IV. 知識の開発、管理及び普及

15. OSH領域における、政府・使用者・労働者のニーズに合致する知識を開発・管理・普及する適切な能力が必要とされるあらゆる媒体・言語・形式による、国際基準、国の法令、技術的ガイダンス、方法論、災害・疾病統計、最良の実践、教育・トレーニング・ツール、調査研究またはハザード・リスクのデータは、鍵となる優先事項の確認、首尾一貫した適切な戦略の策定及び国のOSHプログラムの実行のために欠くことができない。ILOは、この分野における構成員の能力を開発し、彼らの、とりわけILOの国際労働安全衛生センターの国・共同センターの具体的なニーズに応え、地域ネットワーク及び国際的なハザード警報システムのバックボーンとしても役立ち得る世界OSH情報交換システムを形成するために、インターネットを通じてこれらのセンターを連結するうえで、構成員を支援する手段の改善を継続すべきである。
16. ILOは、意思決定・行動の基礎として、OSH分野における特有の優先課題に関する調査研究を、望むらくは他の関心のある機関と協同して、促進すべきである。
17. ILOのOSH情報の必要とするすべての者に対するフリー・アクセスが、利用可能なあらゆる普及手段や、CD-ROMやインターネットなどのネットワークを通じて、認められるべきである。鍵となるOSH文書や資料のローカル言語への翻訳に関

する、構成員への支援がきわめて重要である。とりわけOSH法令、技術的・科学的ガイダンス、トレーニング・教育マテリアル、最良の実践の分野において、容易にアクセスできる鍵となる質の他国語によるOSH情報・データベースを構成員に提供するように設計された、より広範な世界的OSH情報ネットワークにILOの情報センター・ネットワークを統合するうえで、ILOは他の関心のある機関と協同すべきである。安全・健康に関わるすべての者の中で、成功した経験・アプローチを共有することは、新たなまた伝統的な諸問題に対する、現実的な予防措置の策定を促進するものとも効果的なやり方である。このような知識の集合へのアクセスはまた、結果的に、鍵となる傾向を把握し、その国際文書を最新化するというILOの使命を促進することにもなるだろう。

18. ILOは、労働災害・職業病に関するデータの収集・分析のための、調和のとれた手法の開発にねらいを定めた国際的及び国の努力に貢献すべきである。方法論は、情報の収集・分析・加工・普及の技術及び計画・優先順位づけ・方針決定プロセスにおける信頼できる情報の活用に関して、構成員を手助けするようにも、設計されるべきである。
19. 学校その他の教育・トレーニング機関からはじめて、すべての者に、OSH問題に対する関心を高めるための教育を提供することが、きわめて重要である。また、経営陣、管理者、労働者とその代表、安全衛生を担当する政府職員など、一定のグループは、より進んだOSH教育・トレーニングを必要としている。
20. ILOは、労働における安全・健康の鍵となる側面に関する「トレーナーのトレーニング」[train-the-trainer]アプローチに焦点を当てた、実践的かつ取っつきやすい[easy-to-use]トレーニング教材・手法を活用し、また、OSH情報の普及とトレーニングの提供の分野におけるILOの現場機関の、とりわけILOのトレーニング・センターにおける、能力を改善すべきである。ILOは、すべての労働者と労働者代表、使用者に手を伸ばすための、適切なOSHトレーニングのメカニズムの確立に

関して、開発途上諸国を支援すべきである。トレーニングは、予防的行動の支援と現実的解決策の発見に焦点を当てるべきである。弱い立場の労働者やインフォーマル経済の労働者に、特別の配慮が与えられるべきである。小企業における労働改善(WISE)に関するILOのトレーニング・パッケージが多くの諸国で活用され、企業において具体的な改善をもたらしてきた。WISEその他のトレーニング教材は、さらに改善され、低コストでより広範に活用できるようにすべきである。適切なレベルにおいて、OSH教育カリキュラムが開発されるべきである。

V. 国際協力

21. 国際組織・団体、とりわけWHOとの、様々なOSHに関連した活動に関わる協力は、ILOの価値・見方が考慮され、OSHに適した技術基準・方法論策定の基礎として使われるのを確保するきわめて効果的な道であることを証明してきた。この協力は、ILOを、他の団体に影響を与えることはもとより、その技術的知識の基礎の流通を維持するためのきわめて重要なメカニズムである、世界的ネットワーク・同盟の中心に据えている。また、権限の相補性、努力の重複の回避、労使専門家がILOの権限外の成果に影響を与えるべく自らの意見をもち出す開かれた機会を確保するうえでも、きわめて有効である。
22. OSHにおけるILOの役割の認知度・合理化・インパクトを一層改善するための行動をとるにあたって、この文脈における活動の定期的レビューと、鍵となる問題・成果についての理事会への報告に、考慮が払われるべきである。この種の協力は、とりわけ、労働衛生に関するILO/WHO合同委員会、国際化学物質安全性計画(IPCS)、化学品の健全なマネジメントのための機関間プログラム(IOMC)、国際労働衛生委員会(ICOH)などの、複数の機関の間で共通の利害・権限が分かち合われ、活動の成果がILOの構成員に有益である分野において、一層奨励・強化されるべきである。化学物質のマネジメントを統合するための戦略的アプローチを開発する、国連環境計

画[UNEP]、化学物質安全性政府間フォーラム[IFCS]及びIOMCによって進行中の努力の文脈内において、ILOはこの作業に貢献し、使用者・労働者組織の見解・利害が正しく考慮されるようにするために、このプロセスへの労使団体の完全な参加を確保すべきである。このプロセスの最終的な成果は、検討のためにILOの意思決定機関に提出されるべきである。

全般的考察

23. 世界戦略の策定・実行にあたって、ILOは、特別の援助を必要とし、そのOSH能力を強化しようと努めている諸国に関して、特別の努力を払うべきである。中小企業やインフォーマル経済の事業所を含む企業レベルにおける、また、若年・障害・移住労働者を含む弱い立場の労働者や自営業者のための、労働条件を改善する戦略の一部として、国レベルにおいて検討されるべきその他の手段には、法的要求事項の対象の拡張、執行・監督システムの能力の強化、そうした能力をOSH

分野における技術的助言・援助の提供に焦点を当てること、金銭的奨励策の活用、一次医療システムと労働衛生との連携強化に向けたイニシアティブ、継続的な基礎の上に強力が持続する予防的な安全・健康文化を構築するための効果的な手段としての学校のカリキュラムや一般教育システムへのハザード・リスク・予防コンセプトの導入（教育を通じた予防）が含まれる。さらなる検討課題は、OSH基準、他の国際文書、マネジメント・システム及び実践との関連で、ジェンダー特有の要因を考慮する必要性である。[国際労働]事務局内においては、他のILOの諸活動のなかにおけるOSHの主流化が改善されるべきである。さらに、統合的アプローチは、ILOの活動の他のすべての分野に対して、漸次適用されるべきである。最後に、本行動計画を実行するための適切な資源の供給について、正当な考慮が払われるべきである。



※原文は、<http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/ilc/ilc91/pdf/pr-22.pdf>。

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病)センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労災認定・補償問題等々での相談、③「労働安全衛生学校」の開催や講師の派遣など学習会・トレーニングへの協力、④働く者の立場で調査・研究・政策提言、⑤世界の労働安全衛生団体との交流などさまざまな取り組みを行っています。

「安全センター情報」は、運動・行政・研究等各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各国の状況など、他では得られない情報を掲載しています。

- 購読会費:1部年額10,000円(複数割引あり)
- 見本誌を請求してください。

安全センター情報

連載第25回

語りつがねばならぬこと —日本・アジアの片隅から—

郡是・片倉の脱退、繊維労連を去る

塩沢美代子

婦人懇談会の全国集会も実現

私が蚕糸労連のオルグになってから、12年くらいたった頃には、婦人懇談会の活動は、着々と発展していた。各県支部には優秀な女性が専従者となり、企業の枠を乗り越えて、県単位での交流が定着し、それぞれの工場や寄宿舎で、共通した活動が行なわれていた。

そこで、県単位だけでなく、全国の活動家が集まる機会がほしいという声が大きくなった。その要望を受けて、昭和35年から、東日本と西日本に分けての交流会が、2回行なわれた。その集会在成果をあげ、今度は全国集会をしたいということになり、37年に名古屋に近い海岸の安宿で開催され、263名が集り、全体集会と分科会とで、実りある話し合いが行なわれた。

この集会には、日本レース、西陣織り・染色など多業種の組合を傘下にもった京都合同繊維及び、はじめて組織化された多くの組合を含

む大阪支部と、愛知・岐阜県支部からの参加者が多かった。蚕糸労連時代と異なり、職場の実態も多様化していたので、それを相互に理解し、本質的には共通した労使関係を見極める、話し合いが行なわれた。

労働科学研究所による、製糸労働者の疲労調査の結果は、資料として存分に活用された。各職場で、いかにして労働強化に抵抗するかという難題の討議とともに、ILO89号条約（第21回参照）の批准を求める運動も申しあわされた。

また、二交替の場合は、夜10時30分までの就労が法的に許されていたが、その30分の労働がとてつらいとして、10時終業を長らく求めていたが、この時点でやっと実現し、労働時間が短縮された。

迫る労連崩壊の危機

女性の活動は活発になるし、泉州地区の例

にみるように、困難な情勢下でも組織化は進み、表面的には順風満帆に見えた繊維労連だった。ところが、労連の組織崩壊の危機が迫っていた。

なぜなら労連の中核だった片倉・郡足の二人労組が、脱退するという動きが、昭和36年頃から起っていたのである。労連の女性の全国集会に、片倉・郡足からは、参加できないのではないかと、危ぶんでいたが、女性たちの強い意志が働いて、両労組からも多数の参加者があった。

第18回に記した事情で、いかに女性の組合意識が高まり、活動が活発になろうとも、労組本部の役員は男性ばかりだった。彼らは定年まで会社に宮仕えする身だから、会社の労務対策についても、逆いきれる立場ではなかったのである。

とくに郡足は第8回に述べた通り、労連がはじめてストライキをした昭和24年のスト直後に、脱退届けを出している。このときは中央労働委員会の幹事だった人物に仲介をお願いして、表沙汰にならないうちに、脱退届けを取り下げてもらった。このときの仲介者が、説得にもっとも時間をかけ、精力をつかったのは、労組幹部ではなく社長や労務関係者だったと推測される。

もともとこういう体質だったから、労組本部が再び繊維労連脱退の意向を、明らかにした頃には、組合の役員人事は、直接に会社が介入していた。それは脱退する時期、つまり労連に加盟していた最終期の、繊維労連の書記長人事に露骨に現われていた。労連では当時の委員長が、片倉出身の小口さんだったので、書記長は郡足出身者ときまっていた。そこで書記長として赴任してきた人は、郡足で組合活動歴の全くない人だった。

たまたま彼と二人で出張したとき、宿舎で夕食のときに、彼が問わず語り話してくれたの

は、ある日、社長室に呼ばれ、“繊維労連の書記長になれ”と、まるで社内の転勤と同じように命じられたということだった。

彼は着任してから、繊維労連の加盟組合の実情などを、ゼロから勉強しながら書記長役をやるのだから、たいへんだった。その頃は、私 외에도、労連が雇用した書記の男性が二人いた。ひとは調査マン、ひとは機関紙と“セイイの仲間”という月刊誌の編集者で、ともにプロの労働運動家を自認していた。こういう連中のいる書記局で、いわば素人が書記長のポストに着いたのだから、彼はつらい思いをしていたのだろう。無能な書記長批判は書記どもの、話の種になっていた。彼が告白した、社長の辞令で労連に来たことは、私は噂としてはとっくに知っていたが、生真面目なタイプの彼が、ぐちとして話す就任のいきさつをきいて、“彼も会社の労務政策の犠牲者のひとりなのだ”と同情した。

脱退反対の“地下運動”

片倉・郡足労組の繊維労連脱退に、大反対だったのは、両労組の女性活動家たちだった。繊維労連の傘下にいればこそ、婦人懇談会活動を通じて、労働条件や寄宿舎生活の改善に、連帯して取り組むことができたし、労連本部からは、絶えずいい資料がとどいた。やっと全国集会もできるようになり、成果が上っているのに、なぜこの連帯の輪から、外れなければならないのかと、脱退へ向う本部の意向に、強力な反発が起った。

この時点では、各県支部に優秀な女性のオルグがいたことは、前述したが、彼女らはほとんどが片倉か郡足の出身だった。大手企業に優秀な人材が多かったからである。女性が繊維労連の専従になるときは、企業籍は切れていたが、出身労組の仲間たちとの繋がりが切

れることは、何としても避けたかった。

専従ではない職場の活動家は、労組の大会で、繊維労連脱退が提案されるとき、自分の属する支部の代議員が、反対票を投じるように、支部の大会で反対決議をとりつけようと、必死になって活動していた。そして私に直接に相談していた。郡足の組合員は、繊維労連に前述の書記長がいるのを知っていたから、私への手紙は労連宛ではなく、私の自宅宛にしていた。またある朝、出勤するとすぐ電話があり、山形県にある郡足の工場の女性が、「いま上野駅にいる。塩沢さんと相談したい状況なので、嘘をついて年休をとり、夜行で来たので会いたい」というので、私は慌てた。東京にも上野駅構内にも地理不案内の彼女に、あなたの乗ってきた列車の改札口に戻り、絶対に動かないで待つようにといった。まだ役員が出勤していなかったため、一緒に掃除をしていた事務書記の女性に、「今朝は起きたときから頭痛がして、薬を飲んできたが、効かないようなので帰る」と伝えてほしいと言って、上野駅にかけつけた。

これはやや極端な例だったが、労連脱退のさきがけとなった郡足の女性たちは、とくに反対の動きが盛んで、彼女らの相談に応じる活動は、いわば地下運動になってしまった。

私の自宅には電話はなかったから、帰宅後に手紙の返事を書くのが、ひと仕事だった。

手紙も会社の寄宿舎宛だから、封筒の差出人には、偽名をつかっていた。

繊維労連と全織同盟

郡足も片倉も、本部では、繊維労連を脱退して、全織同盟に加盟する方針だった。そこでこのふたつのナショナルセンターの関係を、記す必要があるだろう。

1950(昭和25)年に総評が結成されたい、蚕糸労連は加盟した。その翌年に、全織同盟も総評に加盟し、この時点で、蚕糸労連は全織に加盟し、その生糸部会となった。ところが、2年後の53年に、全織同盟は総評を脱退した。そこで総評路線を支持していた蚕糸労連は、全織同盟を脱退し、元通り蚕糸労働者の業種別ナショナルセンターとして、活動してきた。郡足労組の反発をおそれて、改めて加盟はしなかったが、政治的課題などでは、総評路線を歩んできた。

そして蚕糸労連が繊維労連と名称も変え、繊維産業全般を組織化の対象とすると、もろに全織同盟と競合する関係になった。

全織同盟は、マッカーサー革命で労働組合法が施行された、昭和21年に大手紡績10社の労組を中心に、12万近い人員で構成され、その後、大手化繊6社や羊毛なども加わり、この時点では45万を越える組合員数であった。ところが紡績資本の労務政策は徹底しており、資本に対決する姿勢をみせる者が、組合をリードしないように、各社で解雇を含むさまざまな対策をとり、排除してきたから、指導部は御用組合的な体質が徹底していた。

繊維労連が、大阪、京都、愛知、岐阜などで、組織化を活発に行なうようになると、全織との間で、さまざまなトラブルが起った。例えば、全織のオルグが、未組織の会社の社長と会って、「戦闘的な繊維労連の組合がつくられると、たいへんですから、その前に従業員に組合をつくらせ、全織に加盟した方がいいですよ」と働きかけるなどであった。

こうした問題をめぐって、繊維労連と全織同盟の本部の書記長クラスで、一度ならず話し合いがもたれた。しかし、総評路線対右寄りの全労会議路線という基本的な違い、いわば労使対決か労使協調かという基本的な体質の違いから、話し合いはもの別れとなっていた。泉

州地区の組織化にみられるように、対決なしには、ほんとうの労組は誕生しなかったのである。

郡是・片倉等脱退で半数以下に

郡是が労連脱退の動きを示し、片倉も同調しはじめた。片倉は蚕糸労連結成後、10年あまりは、自由な活動をしていた。しかし、企業経営に破綻をきたし、当時の取引銀行だった安田銀行が、社長を送り込んでから、労務対策もきびしくなった。組合役員の顔ぶれもだんだん変わり、御用組合的になってきたので、すんなりと同調したのであろう。

さまざまな、ややこしい経過を経て、1968年には、郡是・片倉及び、全国5～6箇所工場をもつ、中規模の3社の労組が脱退した。そのため組合員数は半分以下になり、12,903名になってしまった。

組合費の7割近くが専従者の人件費だから、専従者も半数にへらさなければならない。

そのとき労連本部にきていた郡是出身者3名は、出身元へ引き上げた。しかし蚕糸労連の産みの親である小口委員長と、10数年つづけてきた組織部長は、ともに片倉出身だったが、この時点で企業籍を離脱して、運動をつづける決断をした。

県支部専従の男子は、みな中小企業の組合出身で、女子はほとんど郡是・片倉の出身だった。すでに述べたように、労連の専従になるさい、女子は会社を退職させられていたから、労連雇用となっていた。したがって大幅な人員整理は避けられないが、県支部に一人の専従は必要だということで、そうすると女子オルグにやめてもらうしかない、という動きになった。私はこの時点で、“私は退職するから、県支部の女子オルグをひとりでも多く残してほしい”と申し出た。この気持ちがあったのは嘘ではない

が、私の心身はボロボロになっていて、それ以上つづけられなくなっていたのである。1年以上つづいた郡是・片倉の女性たちとの“地下運動”の心労もあったが、それ以上にこたえたのは、こういう状況になってきてからの、本部書記局内での人間関係だった。

前述の2名の大卒の男性が、私と同じ組合雇用で働いていた。2人とも表面には出さなかったが、マルキストで有能な人だった。ふたりとも家族もあり、生活権を労連に託していたから、ひとを蹴落としても、生き残らねばならない立場だった。私には彼らと競い合う気力は全くななくなっていたのである。

“元凶は私だった”

福島で不自由な生活をしたり、泉州地区で地べたに寝るほど疲れりとしても、心には充実感や達成感があった。しかし10年がかりで築き上げてきた活動が、成功したが故に、こういう結果になってしまった失意は大きかった。大手企業にとって、女性の活動が、企業の壁を破って発展したことや、労働科学研究所の疲労調査など、もっとも嫌うことだったろう。

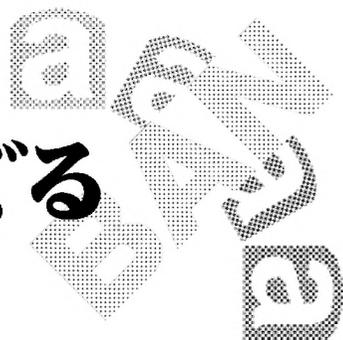
女子オルグや職場の活動家は、“寝ている子を起すな”と、労務関係者や組合の男性役員に、いつも嫌みをいわれていたそうだが、その元凶は私だったのである。

ストレスによる胃の不調が半年ぐらいつづき、ドクターストップがかかったとき、私は退職を自分に納得させる上でも、いい機会だと思った。

10数年、間慢性疲労のため、3日に一度はふとやめようかと思ひ、3か月に一度は本気でやめようかと考えることはあった。しかし運動の進展に励まされ、骨を埋めるつもりになっただけに、後ろ髪をひかれる思いで、繊維労連を去ったのである。

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き



「アスベスト戦略」調査—最終報告書

Frequently Asked Questions, GETF, U.S.A., 2003.5.16

● なぜこの調査が行なわれたのか？

大気汚染防止法 [Clean Air Act] 及び有害物質管理法のもとで、アメリカ合衆国環境保護庁 (EPA) は、公衆衛生上の観点から、アスベストの製造、管理及び使用に対する一定の監督責任を有している。U.S.EPAは、アスベストによって引き起こされる残存健康リスクに対処するのに、その資源を活用する最良の方法を決定するために、「アスベスト戦略」と題したこの調査 [process] を開始した。過去30年間のうちにアスベストとアスベスト含有製品の消費者向けの使用は劇的に減少しているとはいえ、モンタナ州リビーのバーミキュライト鉱山の遺産や世界貿易センターの倒壊による潜在的なアスベスト・リスク、その他の関連する諸問題のような、持続する公衆衛生上の関心事に多数の連邦・州機関や民間部門の組織が取り組んでいるように、アスベストは今なお、主要な環境政策上の課題である。

● 「アスベスト戦略」調査の目的は何か？

この調査は、最近の経験とともに、アスベストの使用及び管理に関する可能性のある解決策及び意見を調査するように設計された。その目的は、以下のとおりである。

- ・効果的なアスベスト監督、情報提供 [outreach] 及び教育のアプローチに関する勧告及び意見を提供すること。
- ・主要な関係者に、彼らがアスベストの使用及び管理に関与するなかで得た、障害、インセンティブ、教訓及びよい実践例を共有する機会を提供すること。

報告書は、科学の包括的なレビューを提供するものではなく、また、過去のアスベスト曝露に対する非難に焦点をあてたものでもない。

● 調査はどのように行なわれたか？

「アスベスト戦略」調査は、非営利の地球環境技術財団 (GETF) によって行なわれ、GETFはアスベストの使用及び管理に知識及び関心をもつ、政府、大学及び民間部門の、技術及び政策の専門家、その他の重要な関係者、100名以上を関与させた。GETFは、インタビューやフォーカス・グループ [法] など、多様な手段を通じて関係者を関らわせて、勧告及び意見の報告書をまとめた。あらゆる関係者からのインプットを奨励するために、当初からこの調査は、包括的かつ透明なものであった。これらの討論は、アスベストの使用及び管理に関する監督、

情報提供及び教育のアプローチの改善を可能にする、革新的アプローチ、技術、よい管理の実践例及び教訓に焦点をあてた。会合及びインタビューの目標は、様々な見方を理解し、優先順位を確認することであって、すべての問題に関する合意に達することでもアスベスト問題を余すところなく評価することでもなかった。すべての関係者は、勧告のすべてに同意する必要はなかった。より議論がありそうな分野に関しては、GETFのチームは、様々な部門・グループにおける異なる見方だけではなく、共通の下地を追求した。

● 参加者による論点の主なカテゴリーは何か？

関係者たちは、建築物中のアスベスト、製品中のアスベスト、製品汚染としての自然生成アスベスト、法令と執行、医学/健康問題、リスクのアセスメント・アナリシス、及び分析上の諸問題、の議論の7つの主なカテゴリーを確認した。

● 「アスベスト戦略」報告書は何を扱っているのか？

本報告書は、将来のアスベストによるリスクを低減するために、公共及び民間部門がとることのできる21の鍵となる行動を確認している。報告書は、現在のアスベスト状況の概観、最近の調査研究のレビュー、将来のアスベスト・リスクを低減させるためにとる必要のある行動に関する経験の豊富な多数の関係者の見方を提供している。本報告書はまた、アスベストの使用及びマネジメントに関する、重要な関心事及び不確定要素を確認しており、それらの多くは正確な情報等の提供等を通じて対処することができるものである。本報告書は、科学の包括的なレビューを提供するものではなく、また、過去のアスベスト曝露に対する非難に焦点をあてたものでもない。

● 報告書が提起した鍵となる勧告にはどのようなものか？

本報告書の鍵となる勧告の例としては、以下のようなものがある。

- ・ 建築物の所有者、建築業者及び建築物内のアスベストに関心をもつ一般の人々に対するガイドスの最新化
- ・ 建築物内のアスベストに関する諸規制の遵守及

び執行の統合化

- ・ アスベスト含有製品に関する消費者の注意喚起
- ・ 全国的な中皮腫登録の確立
- ・ 同様のハザードを引き起こす他のアスベスト様鉱物を扱うためのアスベストの定義の明確化
- ・ 連邦レベルの法令によるアスベスト禁止についての討論及び可能な限り制限
- ・ 建築業者に対するトレーニングの要求事項の最新化及び執行
- ・ 鉱物製品のアスベスト汚染を低減するための手順の策定

本報告書のPDF版は、<http://www.getf.org/asbestosstrategies/report.cfm>でダウンロードすることができる。

● 報告書からどのような行動をとることが見込まれているか？

行動が勧告されている領域では、必要に応じて今後、関係のある連邦機関または組織が当該勧告を実行または調査することが、期待されている。

● 誰がこの調査に参加したのか？

GETFは、監督、情報提供及び教育に関わる機関・グループに焦点をあてつつ、アスベスト問題に関与している幅広い関係者を確認した。これらのグループには、大学や医学界の専門家、現在アスベスト含有製品の生産・輸入・使用を行なっている企業、アスベストから代替品に移行した企業、アスベストの管理に関わっている関係者、労働組合や影響を受ける部門が含まれる。連邦、州、地方政府、その他の個人及び組織がGETFに推薦を行い、また、調査への参加に対する関心を表明した。調査の全体を通じて、GETFは、少しでも多くの関係者とコンタクトをとろうと努力した。いくつかのグループは、他の者よりもより広範囲にわたって参加することを選んだ。

● 勧告はどのようにしてまとめられたか？

主なカテゴリーの各々について、簡単な背景の要約がつけられ、また、重要な諸課題が確認されている。さらなる明確化や課題への対処のために、一層の調査研究が必要な場合には、その旨が記してある(調査研究の必要性のまとめは報告書の付録Cに載せてある)。確認された諸課題の多くにつ

いて、具体的な行動の勧告が与えられている。これらの勧告は、幅広い諸部門にまたがって表明された諸見解と整合している。勧告は、主として首尾一貫して提供される、信頼できる情報の価値に焦点をあてており、概して、意見の相違がある技術的課題を解決しようとするものではない。

● 報告書の主要な勧告はどのようにしてまとめられたか？

勧告は、ランクづけはされておらず、可能な限り同時並行的に実行されることが意図されている。速やかに実行できそうな短期的勧告と、実行にそれよりも時間と資源を必要としそうな長期的勧告とに区別されている。

● 主要な勧告をどのようにして選んだか？

主要な勧告は、広範な関係者の支持、実行可能性、有益な成果を導く見込みの高さ、アスベスト曝露に関する不確実性を今後減らす可能性など、多くの検討を踏まえてGETFによって選ばれた。

● 関係者は解決策の一部として自主的な措置を提案したか？

はい。産業界、その他関係者グループによる自主的な措置は、将来のアスベストへの一般公衆の曝露を低減させるために必要なものとして、報告書で指摘されている。結果的に、いくつかの産業界グループは、自主的なイニシアティブに基づいて、行動を起こしつつある。例えば、報告書は、EPAその他の連邦機関及び鉱山業界が、鉱物製品のアスベスト汚染を避けるための、試料採集及び分析のプロトコルを開発することを勧告した。このプログラムは、これらの原料の使用者に対して、アスベストに汚染されていないことの一定の保証を提供するものである。本調査の結果、バーミキュライト業界は、自主的に製品スチュワードシップ・アプローチを追求することに同意した。バーミキュライト協会は問もなく、このアプローチに関してより多くの情報を提供できるようになるだろう。

● なぜ主要な勧告のひとつにアスベスト禁止が含まれているのか？

商業的にアスベストの加えられた製品の製造、流通及び輸入に係る、明確に定義された法令による禁止は、将来のアスベスト曝露の不明確さ、残存健

康リスク及び経済的コストを低減するうえで有益なものであると見られた。アスベスト使用の劇的な減少、必要な代替品及び例外の利用可能性に照らして、このような利益は、費用を上回るものと考えられ、禁止の今後の検討を正当化した。禁止は、広範な参加者から受け入れられた。関係者全員が禁止を支持したわけではない。

● 提案された禁止の例外は何か、なぜ例外を設ける必要があるか？

国の安全に係る、また、現実的な代替品が存在しないその他の必須の用途は、免除される。少数の特定専門用途については、現在のところ、アスベストに代わる有効な代替品は知られていない。

● 禁止を支持するグループは何と言っているか？

支持者は、以下のように言っている。

- ・ 商業的に加えられるアスベストの禁止は、将来の曝露のリスクを低減させるうえで、もっとも効果的なステップである。
- ・ アスベスト禁止は、製品へのアスベスト使用の劇的な減少によって、今日では実行可能である。
- ・ 他の多くの諸国(30か国以上)が、成功裏にアスベストを禁止しており、また、法的な異議申立にも耐えた。
- ・ アスベスト禁止は、建築物の所有者や施設の管理者に、新たなアスベスト含有製品はもはや入ってこないという保証を与える。このことは、法令遵守のコストを低減するだろう。
- ・ 使用の際にはごくわずかなりリスクしか引き起こさない製品であっても、製造、保守管理及び廃棄においてはなおリスクをもたらす。
- ・ アスベスト問題の歴史を踏まえれば、現在のアスベストの用途が安全であるという政府または産業界による保証を、人々が信じるだろうと期待することは非現実的である。
- ・ 議会在が、アスベスト訴訟の問題に取り組むと、また、アスベストの流通の持続をまだ認めるであろうと予想することは論理的でない。

● 禁止に反対するグループは何と言っているか？

反対者は、以下のように言っている。

- ・ 報告書は、禁止を正当化する詳細を提供しておらず、この調査は残されているアスベスト使用の調査研究を行っていない。
- ・ 残るアスベスト使用の禁止によって、安全衛生に何らかの改善が達成されることは、ほとんどありそうにない。
- ・ 屋根川の調剤には、アスベストによるごくわずかなリスクがある。合衆国第5巡回控訴裁判所は、施工または使用における曝露の証拠がないので、OSHA(労働安全衛生庁)は屋根川の調剤中のアスベストを規制することはできないと判定した。
- ・ 合衆国ではクリソタイルのみが使用されており、クリソタイルはアンフィボール系よりも毒性が低い。
- ・ 完全禁止は、利益がリスクを上回り、受容できる代替品のないいくつかの用途を禁止することになる。
- ・ 禁止の勧告は、個々の残る用途及びその代替品についての、リスク/利益分析に基づいていない。

報告書は議会で進行中のアスベスト被災者

● 補償基金を認可する努力とどのように関係するのか？

直接の関連はない。過去のアスベスト曝露に関して企業を訴える訴訟請求の量及び範囲は、劇的に増大してきた。現在までに、合衆国で提起されたアスベスト責任請求訴訟の数は60万件をこえている。最近の統計は、2001年に9万件の新たなアスベスト訴訟が提起されたことを示しており、ちょうど2年前の3倍以上であった。市民正義のためのランド研究所によれば、訴訟は、今日までに540億ドル以上の費用を費やさせ、やがて合計2,000億ドル以上になる可能性がある。

いく人かの禁止支持者は、将来のアスベストによる何らかの環境への負荷を取り除くことは、今後の曝露、被災者の数及び訴訟請求を減らし、また、産業界及び保険業界における将来の経済的不確実さも減らすことになると指摘している。彼らはまた、企業が承知のうえでアスベスト含有製品の製造または販売を続けておきながら、将来の訴訟に関する制限を設定することは、現実的でないと指摘している。

● 報告書は科学の問題をどのように扱っているのか？

本報告書は、科学的課題は手短かに扱っており、行動の必要性に関してコンセンサスがありそうな領域、及び、対処すべき重要な疑問が残されている領域を指摘している。今後の調査研究のための勧告を提供しているが、科学的課題を解決しようとはしていない。

● GETFとは何か？

GETFは、バージニアに本部を置く、関係者のまとめ役として実績のある非営利組織である。当財団はたびたび、環境上及び公衆衛生上の関心事を扱うために、多様な関係者を召集している。

※<http://www.getf.org/asbestosstrategies/abouttheprocess.cfm>

ニューヨーク労働安全衛生委員会(NYCOSH)は、この最終報告書について、以下のように評している(NYCOSH Update on S&H, Vol.VII, No.23, 2003.5.27)。

「環境保護庁(EPA)との委託のもと、非営利のシンクタンクによってまとめられた「アスベスト戦略：アスベストの使用とマネジメントに関する調査結果及び勧告」報告書の最終版が、先週[5月16日]発表された。

この報告書は、連邦政府は、アスベストのあらゆる輸入及び使用を禁止し、この致死的な鉱物から人々を守るための法律の執行をより首尾よく行なうべきであると結論を下した。

3週間前に伝えられた報告書の草案[6月号51-54頁参照]は、前号のUpdate on Safety and Healthを含め、いくつかの報道記事で取り上げられた。何人かの労働安全衛生活動家が、最終報告は伝えられた草案よりも政府の政策に批判的でないという関心を表明した。

しかし、最終報告は、草案とは異なる論じ方や言い回しを多く使っているものの、本質的には同じである。」



※この報告書も踏まえ、次頁で紹介している法案に、「アスベスト禁止」の内容が盛り込まれたが、訴訟をなくすという法案のそもそもの目的をめぐる議論があり、その行方はまだ不透明なようである。

アスベスト補償法案の行方はいまだ不透明

Occupational Hazards.com, U.S.A., 2003.8.1

アスベスト訴訟の洪水を食い止めようとする議会の努力は、7月初めに上院司法委員会が、1,530億ドルに及ぶ民間の資金拠出による信託からの被災者補償に代えるという法案を承認したことによって、大きく前進した。

アスベスト補償により引き上げられた掛け金は高く、訴訟はすでに企業に700億ドル以上の費用負担を強い、数ダースの倒産につながっており、訴訟数はまだピークに達していないと予測する研究もある。

最終投票結果は、同委員会委員長オリン・ハッチ上院議員（共和党・ユタ州）の大勝利となった。しかし、訴訟を終わらせる立法の成立は、なお大きなハードルに直面している。

10対8という投票の僅少差、及び投票の顔ぶれがほとんど政党別に分かれたという事実から、政党別の勢力差が接近している上院における通過の見通しを悪くしている。

保険業界は、費用負担が多すぎると言って法案に反対し、AFL-CIOは、被災者への支払が少なすぎるからと法案を拒否している。

この入り組んだ立法の前進を可能にする前に、解消されなければならない不確実さが膨大に残されている。

上院議員たちは、7月10日に承認する前に、提案に対してかなりの数の修正を加え、結果的に、委員会の投票の2週間後においても、立法がどのようになっているのか関係者がわかっていない。

「最終報告の文言のすべてはまだ見ていない」、と全国製造業者協会(NAM) 上席副会長・相談役のジャン・アムドソンは言っている。「コメントすべき法案を持っていないのだ」。

被告企業の連合体であるアスベスト同盟も、最終法案の全文を入手するのに手間取っている。

保険会社は、彼らの信託への負担額を70億

に増加する修正がなされたことから、法案に反対した。

法案は、ほとんどの消費者向け製品についてアスベストを禁止し、また、保険業界と被告企業に対して、アスベスト曝露によりがんまたは他の疾病を発症した者に支払をする無過失の信託基金の設立を要求している。この提案は、係争中の30万件近いアスベスト訴訟を裁判所から排除し、企業を将来の法的責任から守るものである。

もっとも論争的になっている—また未解決の一課題のひとつは、被災者に支払われる補償額はいくらかということのようである。委員会により承認された法案のもとでは、もっとも深刻な疾病である中皮腫に罹患した労働者は、2～20万ドルを受けとることになっている。

基金は、アスベスト関連疾患を10のレベルに識別する。アスベスト関連疾患に罹患した喫煙者と元喫煙者、非喫煙者は、異なる合計金額を手にすることになる。

AFL-CIO安全衛生部長ベグ・セミナリオによれば、現行のシステムは、多くの欠陥はあるものの、提案よりもましである。

「大きな問題は、病気になった者に対する不公平な補償である」、とセミナリオは説明する。「法案は、喫煙者に対する補償を大幅に減額するが、ブルーカラー労働者の大部分は喫煙者である」。

すべての立場の者が、上院は9月まではこの法案を検討せず、それまでは交渉が続くだろう、という見方で一致している。

「これはまだ進行中の問題である」、とアスベスト同盟のスポークスマンはコメントした。「ハッチは、法案を委員会の外に持ち出し、議論を継続することを望んでいる」。



漏洩したEPAの9.11ヘルスハザード報告書

NYCOSH Update on S&H, Vol.VIII, No.2, 2003.8.18

ニューヨークタイムズに漏れた環境保護庁(EPA)監察官(Inspector General)の報告書草稿によれば、世界貿易センター(WTC)の崩壊によって生み出されたヘルスハザードに関して、EPAは、組織的に人々を誤った方向に導いた。報告書草稿によれば、同庁は、その評価を支持するデータをもっていなかったにも関わらず、「一般の人々に対する、EPAの最優先のメッセージは、人間の健康に対する重要な脅威は存在しないということだった」。

報告書は、大気は安全だというEPAの誤った保証についての責任の多くを、ホワイトハウスの環境基準諮問委員会(CEQ)とその職員たちにかぶせた。「ホワイトハウスCEQの影響力の結果、室内空間清掃のためのガイダンス及びWTCの瓦礫による潜在的な健康影響に関する情報は、EPAのプレスリリースには含まれなかった」と、監察官の報告は言う。「さらに、CEQの影響力に基づいて、少なくともひとつのプレスリリースに人々を安心させる情報が付け加えられ、そのプレスリリースのEPAによる草稿から警告的な情報が削除された」。

8月9日発行のニューヨークタイムズの記事によると、「この報告は、(EPA)のある副長官は、より傷つきやすい人々のために、細かい粉じん粒子への曝露のリスクに関する情報を、ニュースリリースに加えようとした。しかし、の環境基準諮問委員会のあるスタッフが、健康影響に関する情報はEPAのニュースリリースに入れてはならないと主張して、『彼女がそうすることを思いとどませた』、と報告は言っている。ホワイトハウスの委員会は、グランド・ゼロ周辺の居住者に専門清掃業者を雇うよう勧める声明をリリースから削除することを要求した。」

タイムズの記事は続ける。「報告書は、2つのニュースリリースをそれらの草稿と比較して、『CEQから示唆されたすべての変更がそのとおりなされていた」と

結論を下した。『ひとつのニュースリリースの最初の草稿のタイトルは、『EPAは緊急対応活動とテロ攻撃を受けた現場の環境ハザードに関する検査を開始』とされていた。最終版では、二節目が『環境ハザードに関して人々を安心させる』と変えられた。同じリリースのなかで、『低レベルであっても、EPAは、この状況下ではアスベストは危険であるとみなしている』とされていた箇所は削除され、『世界貿易センター・ビルの崩壊による生成された可能性のある種類の、短期間、低レベルの曝露は、深刻な健康影響を引き起こしそうにない』という文章に置き換えられた。

ニューヨークタイムズの記事によれば、「監察官報告書の草稿は、(EPAは)テロ攻撃から7日後にグランド・ゼロ周辺は呼吸をするのに安全であると発表した時点で、『総括的な言明』を行うのに『十分なデータや分析を持っていなかった』としている。『国の安全保障など(国際)競争への配慮やウォール街を再開させたという欲求も、EPAの大気環境に関する声明に一定の役割を果たした」。

タイムズの記事が出てから間もなく、連邦議会にロワーマンハッタンを代表するジェロルド・ナドラー上院議員は、「なぜホワイトハウスはある意味で人々の健康をリスクにさらすような介入をしたのか、また、その際に連邦法令や手続に違反がなかったかを、知る必要がある」と言って、議会による公聴会を要求した。ナドラーはまた、「EPAはただちに、適切な訓練を受けた人と、利用できる最良の機器及び真正銘の確立された健康に基づく基準に基づく手法を用いて、組織的なテスト、及びWTC惨事で影響を受けたすべての建物の修理のために緊急の行動をとらなければならない」と述べた。

漏洩した報告書を踏まえて、NYCOSH事務局長ジョエル・シャフロは、「われわれは当時、崩壊により生じた噴煙や粉じんが深刻なヘルスハザードであ

ると知っていたし、労働者や一般の人々にそのことを知ってもらうよう最大限の努力をした。しかし、連邦や市の当局者が偽って、すべてが安全であると言うにたる科学的根拠を持っていると主張しているなかで、大きな影響を与えることは困難だった」と語る。

「救援、復興及び清掃活動に従事し、マウントサイナイ労働者・ボランティア医学的スクリーニング・プログラム[2002年10月号、2003年1・2月号参照]参加者の約半数が、本来受ける必要のなかった有害な粉じんやヒュームへの曝露によって生じた病気の症状を今なお有していることを、われわれは知っている」とシャプロは言う。「報告は、数千人もの労働者、ロワーマンハッタン居住者の病気に対する責任を、明確にホワイトハウスに負わせたものである」。

●Inside Washington Publishers, 2003.8.19

EPA(環境保護庁)の監察官(IG)は、世界貿易センター崩壊現場のアスベストその他の汚染物質のリスクについてEPAに助言する専門委員会の主要メンバーが、同庁の全国的なアスベスト・リスクの見方に影響を与えた可能性のあるような、利害関係の衝突に陥っていなかったかどうかを調査している。

このIGによる調査は、EPAが委員会に含めたアスベストの専門家だけが、同時にWR グレース社一物議をかもしているモンタナ州リピーのアスベスト鉱山の破産した所有者で、この毒素の曝露に伴う健康影響のひろがりに関して、現在EPAと係争中である一にも雇われていたことを報告していなかったという、告発者の訴えに応えたものである。

EPAの情報源によると、EPAがもし世界貿易センターにおけるアスベスト・リスクは著しいものではないと決定すれば、リピーにおけるグレース社の責任が大いに軽減される可能性があるという。昨年同庁に宛てた手紙の中で、同社は、世界貿易センターで採用された測定方法をリピーにおいても用いるよう主張した。

アスベスト一に汚染されたパーミキュライト一過去数十年間にわたりリピーで採掘された鉱物一への曝露は、近隣地域の住民と労働者に著しい健康影響をもたらし、国中にアスベスト・リスクと訴訟に関する新たな関心をかき立ててきた。

「ホワイトハウスと労働安全衛生庁(OSHA)との間のいきさつもわかれば、興味深いことだろう」とシャプロは言う。「EPAが世界貿易センター崩壊により飛散した粉じんやヒュームへの曝露のハザードを最小に見積もったのと同じときに、OSHAは、グランド・ゼロで労働安全衛生法を執行する機関は存在していないと主張したのだった。OSHAが個人呼吸保護具や呼吸保護に関するその規則を執行していれば、現在病気にかかっている数千人の労働者は、有害物質から防護されていたはずである」。

EPA 監察官のスポークスマン、アイリーン・マクマオンはNYCOSHに対して、世界貿易センター崩壊に対するEPAの対応に関する最終報告書は、「2週間か3週間後」に公表されるだろうと語った。

IGは8月18日に、9.11テロ攻撃による健康影響に関するEPAのリスクアセスメント報告書草案をレビューした3人の委員について、潜在的な利害関係の衝突その他の問題の予備的な評価を行なう予定であると語った。「[このような]申し立てを踏まえて、この問題をフォローアップし、申し立てを詳細に吟味することを決定した」、とIGのメモは述べている。

IGは、「問題とされていることについて、3人のピア・レビューの選任にあたって、適用可能なEPAのピア・レビュー基準が守られたかどうか」を検討することになる。

告発者によれば、委員のうち2人はすでに、グランド・ゼロには曝露によるハザードは存在していないという白らの見解を公表しており、参加させるべきではなかった。さらに、アスベストの専門家は、同時期にグレース社のために働いていたことを報告しなかった、とこの情報源は言う。EPAに提出されたメモでは、それは8月20日まで続いていたと主張し、また、アスベスト訴訟の被告企業のために証人として出廷した仕事のリストが付けられている(ただし、グレース社の言及なし)。しかし、告発者は、調査対象となっているアスベストの専門家が、8月30日にグレース社に提出した報告書を入手している。

(一部省略)アスベスト・リスクの問題は、9.11テロ攻撃に対するEPAの対応の適切さに関する疑問の中で、中心的な役割を果たしてきた。

地域労組と共に参加型訓練

韓国●ソウル聖水洞地域の製靴工場で

● 2月の訪韓

ノムヒョンが大統領に就任したその日、2月25日の午後ソウルに到着した。鈴木明さん(元東京労働安全衛生センター事務局長、ソウル在住)と待ち合わせたロッテホテルは、海外要人が利用するホテルで、警備が物々しい。

安全衛生NGO・労働健康連帯(以下、労健連)の事務所は、ソウル中心部にあり、東大門市場に近いビルの5階の1室である。最近引っ越してきたのだが、民主労総の全国言論労働組合ソウル京仁地域印刷支部(印刷労組)との共同事務所である。労健連では、労災相談活動業務は基本的に行っておらず、問題に切り込み、政策的な提言を行う活動と調査や研究活動を中心に活躍している。訪韓中にスタッフが主に関わっていたのは、石浦精錬所でのカドミウム汚染の問題(<http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Renge/8830/seokupo.htm>)、建設労働者約2千人を対象としたアンケート調査、「企業殺人法」という企業による労災や公害などの加害行為を処罰するための立法を求める運動等々であった。

到着当日、労健連の事務所を訪ねた。常駐するスタッフは3人。

挨拶もそこそこに、トレーニングの打ち合わせと準備作業を始めた。今回の訪問の目的は、民主労総の地域産別組織である印刷労組とソウル地域製靴業労働組合(製靴労組)が組織化を進めているソウル東部の聖水洞地区での安全衛生活動の口火を切ることであった。労健連は行政からの補助金も受けて、「聖水洞プロジェクト」と銘打ち、気合いが入っている。今回は地域の活動家向けに参加型活動の紹介を依頼されていたが、こちらからは、現場を見学して写真を撮ること、紹介もトレーニング形式で行うことの2点を提案した。最終的には、翌26日に工場見学、27日午後3時間程度のトレーニングを行う日程となった。

翌26日、初めて聖水洞を訪ねた。ここには中小企業で働く労働者とその家族のための診療所と、診療所内に最近できたNGO組織、城東福祉センターがあり、こちらもやはり周辺住民と労働者のための諸々のサービスを提供することをめざし、労災職業病相談はもちろん、パソコン教室を開催したり、外国人労働者へは医療とハンゲル教室で支援したりしている。ひまわり診療所と東京安全センターのようなもので、他人とは思えない。この福祉センターに、製靴労

組のパク・ギュサン委員長、労健連の聖水洞プロジェクトの担当者チョン・スギョンさん、福祉センター事務局長、鈴木さんと私が集まり、地域の靴工場へ向かった。

聖水洞の町は4、5階建ての雑居ビルが並び、中小企業や店舗になっていて、旋盤やプレス機が並ぶ鉄工所、印刷や製本作業場、そして製靴工場で労働者が働いている。東京センター事務所界限と同じ光景である。そのなかから、2つの製靴工場を訪ねた。

製靴業のみが操業している「製靴工場ビル」とでもいべきビルが多数あり、数階建てビルで数社が操業している。労働者20～30人程の工場を見学した。ソウルのデパートで売られるハイヒールを作っている。工場には、皮を加工する工程、型にあわせて形成する工程、接着剤やミシン、グラインダー、釘打ち機を使う作業場もあり、全て手作業である。雑然としていて活気がある職場だ。労働者は、皮をはさみで切断したり、接着剤を塗布したり、型にあわせて皮を貼り付けたりしている。工場に入るなり、パク委員長は労働者に向けて、「今日はこれから皆さんの職場の作業を写真に撮ります。これは良い事例を見つけて、安全衛生活動に役立てるためのものです」と訴え、協力を要請してくれた。良い事例の写真を撮る。棚、照明、グラインダーの排気装置等々。

製靴工場で働く作業者は被雇用者ではなく、請負で仕事をする一人事業主であることが多い。労働者ではなく職人という扱いのた

め労働法の保護を受けられない。労組はこうした職人を組織して、事業主と交渉して労組を認めさせること、また、労働者であることを認めさせることが交渉の第一歩となる。1990年代初めまでは、製靴業も好景気だったが、最近では海外からの安い製品に押されて国内生産は縮小傾向にあるとのこと。日本で最近消えていった製靴工場とその労組のことを想った。

製靴を2工場見学後、労健連の事務所周辺の印刷工場を印刷労

組委員長イム・ミジンさんに案内してもらい見学した。こちらは、社長1人、労働者1~2人、印刷機1台という本当に零細事業所だ。事務所周辺はこうした印刷工場が多くあり、印刷機の回る音とインクの匂いに喧騒が混ざる活気のある街だ。事務所の2軒ほど隣の印刷工場を見せてもらった。社長1人、労働者1人、印刷機1台で、印刷機のかたちに合わせた細長い部屋で操業している。この従業員は労働者だが、たいへんな長時間労働

を強いられている。通常12時間、多いときは14~15時間働く聞いた。しかも時間外手当はなく、賃金にもともと含まれている契約で、これが合法という。当然、社長も一緒に働くが、代替要員がおらず、休みも取れない。印刷単価が安く、薄利多売しなければ経営が成り立たないそうだ。狭い工場なので、改善工夫がなければ安全快適な作業はおぼつかない。棚や収納を使って効率的な整理整頓、コンプレッサーの騒音対策、パソ

韓国の過労死と企業責任

【寄稿】 森岡梨香

カリフォルニア大学サンディエゴ校社会学部在籍

韓国にも過労死がある。韓国語で発音されている「過労死」というその言葉は、日本人が思う以上に良く知られている。アメリカでの“karoshi”の知名度とは比べ物にはならない。興味を持った私は、ソウルへ話を聞きに行ってみた。弁護士、医師、労働組合、健康センターなど、色々な職種で過労死に携わっている人々に出会った。

韓国では、過労死の労災認定数は平成13年認定基準改訂前の日本の認定数の約10倍。まだ未確認だが、ある資料によると、脳・心臓疾患だけで1999年に1,348人、2000年1,950人、2001年には2,192人が認定されている。補償の金額が少なく一時金支給だけということが、認定をやすくしている要因でもあるが、遺族の福祉補償が他に無いということも、政府労働部が労災で救えるものは救えとする一つの理由であるという。

しかし、韓国の過労死民事訴訟は極めて少ない。労働に関する訴訟自体は多く、裁判所には労働争議、労災訴訟専門の裁判官さえも置か

れている状況にもかかわらず、過労死の企業責任を問うた損害賠償訴訟は、ほとんど無いに等しいのだそうだ。それは、なぜか。その質問は、韓国への理解を少し深めるのみならず、日本の労働現状をより深く考えるきっかけになった。

「なぜ、過労死の民事訴訟はないのですか」と聞く私に、ある弁護士はこういった。「韓国では、過労死を社会問題として考えていないんですよ」。韓国社会では、過労死はあくまで労働によって健康を害した個人の問題であり、過労死を発生させた会社の企業責任を追及するという発想はほとんどないという。「働きすぎは同じかもしれないが、それに対する社会の見方は、まだ未開発。企業責任というよりも、自分で働いて健康に不注意だった結果という考えなので、被害者団体を作ることもしない」と、彼は説明した。それを反映してか、裁判官も労働者に対する企業の健康配慮義務を認めてくれない。たとえ裁判で勝訴の判決が出ても、日本の過労死訴訟と比べてもともと大幅に少ない原告請求額は、過失相殺によって50



コンのグレア対策等々の改善が見られた。

製靴工場とあわせて、100枚ほどの写真を撮ることができた。

翌2月27日、撮った写真を使いながら、参加型安全衛生活動の紹介を行った。参加者は民主労総、被災者組織、城東福祉センターなどから16名。モンゴル、パキスタン、ベトナム、日本の事例、韓国の良い事例を使ったトレーニング用スライドを紹介した。グループ討論では、参加者の経験交流の

%以下に減額されてしまい、経済的メリットはほとんど無くなってしまうのだそうだ。過労死が社会問題化されていない以上、民事訴訟を起こすことの社会運動としての象徴的な意味も当然認められないのだろう。

韓国社会の企業責任への無関心は、過労死という現象に対する認識不足によるものなのだろうか。企業責任を問わない韓国人を、問題意識が「未開発」と見ることもできる。しかし、話をさらに聞いていくうちに、また、別の見方もある事に気がついた。韓国と日本の労働に対する価値観は似ているか、という私の質問に、日本に詳しい彼はこう答えたのである。「三分の二ぐらいは似ている。でも、会社人間の程度は、日本の方がひどい。日本人の様に、会社を離れたら何も出来ないという様なとはちよつとちがう。日本と違って、韓国の労働者は、反発ができる。抵抗するという考えがあるんですよ」。自分の存在価値を仕事にのみ託す傾向は、韓国人の方が少ないという。そして彼ら自身の抵抗する権利があるという認識が、過労死の民事訴訟を難しくする原因だという。つまり、労働組合もあり抵抗することも知っているのであれば、言われたままに働くのではなく、拒否することも出来たはずではないかと、裁判官や一般市民が逆に質問してくるとい

うのだ。

韓国は、日本に負けないほどの長時間労働の国と言われている。ノルマや目標達成の強制や、微妙な職場関係の圧力などによる暗黙のプレッシャーは韓国にもあろう。しかし、労働運動が活発で、会社の言いなりに働くという風潮が強くない社会では、過労死に対する企業責任という概念は生まれにくい。逆にいえば、現在の日本の職場の多くは、文句もいえず言いなりになって働かざるを得ない「物言えぬ職場」という事実を皆が認め、一般社会が知っているからこそ、過労死の民事賠償がなりたつのではないだろうか。日本の労働者層が、抵抗する意識もすべも無くした存在であり、このままでは長時間過密労働問題は、日本経済、社会全体への悪影響をも生むであろう事が認識されているからこそ、裁判官も原告主張の多くを認め始めているのだろう。そう思うと、韓国ではまだ見られない、過労死訴訟での数々の「画期的」判決も、実はその分惨めな日本の労働者の現状の表われに見えてくる。現在、日本があらゆる意味で過労死・過労死訴訟先進国であるのは、戦後、組合潰しを許し、労働者を無抵抗にした企業中心社会であるがゆえのことである。



ために、これまでに実施した良い事例を話し合ってもらった。私の話は長すぎたが、参加者の皆さんはとて熱心に話し合い、椅子、作業台、有害物対策等々、具体的な改善を発表した。参加者からは、労使協調的だ、QCと同じだという批判的な意見も(予想どおりに)あったが、労組が組合員の命と健康を守るために予防の活動を主導するという基本理念は多くの参加者に理解されたと感じた。その後、5月に再度トレーナー役を依頼されることになるが、「話はともかく、一生懸命やっていたので…」と、ことわりが付いていた。

●5月の訪韓

その後数回の会議を持ち、製靴の労働者へのアンケート調査を実施して、製靴労働者を対象としたトレーニングを開催することを決めたと鈴木さんから連絡があり、初回トレーニングのために、再度5月に訪韓した。製靴のアンケート結果をもとに44項目のチェックリストを作り、事前の電子メールでのやり取りでハングル版を完成させた。最近では、翻訳が必要な資料を電子メールで送って、訳文と現地言語のフォントを返送してもらい、出発前に資料を作成してしまいうことができるようになった。

5月14日渡韓、15日聖水洞の福祉センターで旧知のスタッフと再会し準備に入る。今回のトレーニングは、5月17日(土)午後5時開始で、①工場見学とチェックリスト実習、②グループ討論に向けた解説：44ポイントを絵と韓国の中小企業での改善写真で説明して改



善のイメージを作る、③グループ討論(課題：見学した工場の良い点と改善提案)、④グループ討論(課題：これまでに経験した良い改善とこれから行いたい改善)を予定。労働者が参加するためには、残業の少ない土曜日の夜が最適と、このようなスタイルになった。製靴労組の委員長、印刷労組の委員長と見学を予定している製靴工場と他いくつかの工場を見学して、写真を集めた。改善写真はいくらあっても多すぎることはない。これら写真を使って、44チェックポイントの解説用プレゼンテーションを完成させた。

5月17日、城東福祉センターの普段はパソコン教室として使われている一室に19人が集合した。労健連共同代表のペク・ドンミョンさん、パキスタンから来た外国人労働者も参加した。会場から徒歩1分の製靴工場へ移動して、チェックリスト実習を行う(表紙写真)。土曜日の午後5時過ぎだが、数人の労働者が働いている。半製品を置く棚に囲まれて、低い椅子に座り、

接着剤や釘打ち機を使って、型に皮を貼り付けてゆく。イソシアネート剤や有機溶剤含有の接着剤を使い、同じ室内にグラインダーもあるので、粉じんも心配だ。よく見ると、独自の改善が多くあることがわかる。約1時間をかけて、時には作業者と話したりしながら、参加者は熱心にチェックポイントを埋めていった。トレーナーによる解説は、前回の反省からできるだけ簡潔にして、写真をたくさん示した。グループ討論では3グループに分かれ、③と④をまとめて討論してもらった(前頁写真、次頁写真は全体討論の様様)。

最後に、製靴労組のパク委員長は、「組合運動が好調な頃に、私たちは賃金要求しかしてこなかった。そのことを反省して、今からでも安全衛生の活動を始めよう!」と、何とも実直な決意表明をした。1987年の労働者大闘争を機に組織された民主労組が、1995年にナショナルセンターとしての民主労総を結成し、民主化闘争でも中心的な役割を果たし、歴史的な大闘

争をいくつも経て、力をつけてきた。注目を集めたのは、自動車や造船の大企業の労組だが、一方、小零細企業の現場で、労働者と認められていない労働者の権利のために運動を続けている人たちも

いる。パク委員長はじめトレーニングに参加した仲間が、このトレーニングを発展させてゆくことに期待したい。



(東京労働安全衛生センター
外山尚紀)

消防職場の公災・安全衛生

神奈川●全国消防職員協議会労働講座

4月17日、横浜で開催された全国消防職員協議会の労働講座に講師として呼ばれ、「消防職場の公務災害と安全衛生の取り組み」というテーマで話をしてきた。

消防職場の公務災害については、3年前に、横浜市消防職員協議会の森さんの腰痛問題に神奈川労災職業病センターとして協力したことがある。消防職場は、自治体職場の中でも公務災害の発生率が清掃、警察に次いで高く、職業病の多発職場であり、腰痛、呼吸器疾患、眼疾患、脳・心臓疾患の順になっている。また、死傷事故の発生状況については、演習・訓練時の事故が多い。救急時の事故が増えている。

この中でとりわけ関心を引かれたのは、救急時の事故や災害である。「消防白書」にも、「救急救命士制度は平成3年の創設され、心肺停止傷病者の救命効果の向上と救急業務の高度化に大きな成果をもたらした」とあるが、事故や災害時ばかりでなく、老人の介護を抱える家庭にとっても、救急

救命士の役割は高齢化社会の中で欠かせないものになっている。しかし、その一方で、深夜勤務の緊急呼出による頻回出勤、極度の精神的、肉体的緊張を伴う搬送業務といった救急救命士の過酷な業務については、いったいどれだけ省みられているのだろうか。

救急隊を続けたことによる疲労とストレスにより、執務中にくも膜下出血を発症、公務災害申請して一旦は公務外とされたが、今年1月29日に逆転で公務上の認定を勝ち取ったOさんのケースは、こうした救急救命士の業務がいかに過酷なものかを訴えている。

Oさんは、1996年4月22日、くも膜下出血で倒れた。川崎臨港消防署鋼管通り出張所では通常の業務が続いていたが、それ以前の状況について、裁決書は下記のとおり、事実認定している。「発症6か月前の1995年10月23日から1996年3月31日までの深夜時間帯の救急出勤状況を見ると、56当直のうち45当直に出勤あることから、結果的に出勤がない場合で

あっても、常に出勤に備えていなければならない状況であった。また、高津消防署の仮眠施設は老朽化が著しく、23m²の広さに木製二段ベットが5基設置されている部屋であり、間仕切りもなく消防隊員と救急隊員の合計10名が混在し、とても疲労回復を図れる程度の仮眠はとれないものと認められる。さらに、救急車の運転業務についても非常に神経を使う職務であり、患者の状態によって走る速度や車の揺れなどに細心の注意を払いながら救急搬送を行わなければならない、強度の精神的、肉体的緊張を伴う職務であり、帰署後も直ちに仮眠はとれなかったものと認められる」とある。

下記の地公災の脳・心臓疾患の認定基準である「心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患の公務災害上災害の認定について」の職場従事状況にあてはまり、公務災害と認めたものと思われる。

- ・ 交替制勤務職員の深夜勤務（22時から翌朝5時までの勤務）中の頻回出勤及び深夜勤務時間数の著しい増加・仮眠時間の著しい減少等の職場従事状況
- ・ 緊急呼出等公務の性質を有する出勤の状況
- ・ 精神的緊張を伴う職務への従事状況

もちろん、講座でもこの事例を取り上げて説明。全国から集まってきた60名の消防職員の方々も熱心に耳を傾けていただけたようだ。講座では、これらの事例を踏まえて、後半にはグループ討論。消防職場のチェックリストの中で、

仮眠、シャワー室、便所の項目とロッカーと休憩室の項目、作業姿勢の項目についてディスカッションしてもらい、それぞれのグループで、改善すべき点と改善提案をそれぞれ3つずつ挙げてまとめて

もらった。ちなみに、参加型労働安全衛生講座については、参加者60名ほとんどが全くの初めてであった。



(神奈川労災職業病センター
西田隆重)

二度の審査請求で完全支給

大阪●時効問題の立法的解決が必要

脳内出血を発症したNさんの労災請求(療養補償)に対して、労働基準監督署は、旧労災認定基準を適用して不支給処分。Nさんは審査請求したが、審査の途上で新認定基準(「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)'の認定基準について」基発第1063号通達、2001年12月12日)に改められたため、これが適用され、原処分は取り消され業務上疾病として認定された。

不支給とされていた療養補償はすぐに支払われた。しかし、審査官決定後すぐに行った、発症日からの休業補償給付の一括請求に対しては、請求日から2年以内の分だけが支払われ、それより過去の方は「時効」を理由に、不支給とされたのであった。

Nさんは、これを不服として2回目の審査請求を行い、4か月の審査の後、この不支給処分も取り消され、ようやく「時効」分も支払われることになった。

関西労働者安全センターは、時効に関する不当な取り扱いにつ

いて相談を受けた。明らかに不正であり、何年か前に改められた労働省の取り扱いにも反することから、労基署に対して不支給処分決定変更を強く求めた。最終的に救済されたからよかったようなものの明かな労基署のミスであった。

あきらめないで闘うことの大切さに学び、あらためて時効についての間違った取り扱いへの警鐘を込めて、Nさんの闘いの概要を紹介する。

大阪市内の製鋼所内で、構内下請け会社に機械整備工として勤務していたNさんは、1999年11月1日、同僚3名とともに蒸気漏れ修理中に倒れ、救急搬送、「右被殻出血、左片麻痺」と診断され治療を受けた。残業続きで過重な労働が原因だと、大阪西労基署に療養補償給付を請求したが、2000年5月不支給処分を受けた。

理由は、

- 1) 発症前1週間は残業時間がほとんどなく、質的にも通常どおり、前日は休日であった。
- 2) 発症前1週間より前の業務

については、毎年1回の定期点検修理期間が入っており、通常に比べ繁忙で、この期間については特に過重であったと認められる。すなわち、10月12日から20日にかけては9日間で53時間、1日当たり6時間弱の残業時間がある。

3) 発症前6か月の業務でみると、休日取得が所定の約半分である上、1日当たり2時間強の残業時間があるが、これだけでは業務の過重性は認められない。

4) 2)のような発症前1週間より前の業務の過重性をも評価対象とするのは、発症前1週間の業務が相当程度日常業務を超える場合である。

5) 職業病相談員の医師は「発症直近の1週間の業務に何ら過重負荷が認められない以上、動脈硬化の危険因子が基礎となって自然経過的に発症した可能性が高い」と所見している。

というものであった。

突発的で異常な出来事への遭遇を重視したり、過労についても発症の原因となる疲労蓄積の原因を直近1週間の「特に過重な労働」にしか認めないという、いわゆる「災害主義」偏重の旧労災認定基準に準拠したマニュアルどおりの不支給処分であった。

長期間、現場の過酷な労働に従事してきたNさんは納得できず、2000年7月に審査請求を行った。それから1年半後の2001年12月に、新認定基準が出された。これを事実上作った政府専門検討

表 Nさん労働時間集計表(審査官決定書より)

労働時間	発症前 1か月	発症前 2か月	発症前 3か月	発症前 4か月	発症前 5か月	発症前 6か月
H11.11.1～H11.10.3	92:35	92:35	92:35	92:35	92:35	92:35
H11.10.2～H11.9.3		76:15	76:15	76:15	76:15	76:15
H11.9.2～H11.8.4			88:30	88:30	88:30	88:30
H11.8.3～H11.7.5				87:45	87:45	87:45
H11.7.4～H11.6.5					73:45	73:45
H11.6.4～H11.5.6						77:15
① 合計	92:35	168:50	257:20	345:05	418:50	496:05
② 月数	1	2	3	4	5	6
1か月当たりの時間外労働時間 ①/②	92:35	84:25	85:46	86:16	83:46	82:40

会の第1回会合は2000年11月8日、Nさんの審査は、ほぼ政府検討会の検討と同時に進行していたことになる。

さて、新認定基準の重要な改定点は、過重労働の評価期間を発症前6か月に拡大し、過重労働評価における残業時間の数値基準を明確にしたことにあった(2002年1・2月号)。審査官は新基準にのっとり、次のような理由付けで業務上と判断した。

- 1) 発症当日は足場の悪い作業場で不安定な状況下での業務だったが通常業務の範囲であり、また、発症前に時と場所を明確にし得る異常な出来事には遭遇していない。
- 2) 発症前1週間は残業は4時間であり日常業務の範囲である。
- 3) 発症前6か月間の業務では、本人は休憩時間はほとんど取れていなかったと主張しているが、仮に会社の主張する休憩時間が取得されていたと仮定したとしても、発症前1か月間の時間外労働時間は84時間であり、新認定基準の発症前1か月

間に「おおむね100時間」の規定を超えない。

- 4) しかし、発症前2か月間では1か月当たりの時間外労働時間は「85時間」、発症前3か月間では「86時間」、4か月間では「83時間」、5か月間では「83時間」、6か月間では「82時間」であり、いずれも新認定基準の1か月当たり月「おおむね80時間」を恒常的に超えている。(表参照)
- 5) 時間外労働以外の負荷要因については、常時ではないが高温時での作業も時に認められ、業務内容、就労実態について特に労働密度が低いとする事実は認められない。
- 6) 地方労災医員(いわゆる局医)は「比較的血管壊死・小動脈粥を生じにくい程度の高血圧で脳出血を発生している点から、個人の特性が大きく影響したものと考えられ業務との相当因果関係があるとまでは云えない。」と所見している。
- 7) 時間外労働時間は明らかに新認定基準を満たしており、一方、業務内容はその過重性を

否定するほど軽易ではない。したがって総合的に新認定基準にいうところの「過重な業務」に相当すると判断できる。

- 8) 発症前の過去3年間の健康診断で高脂血症、高血圧症を指摘されながら放置し(血圧は94-102/142-154mmHg、総コレステロールは227-244)、6)の医証もあるものの、新認定基準の運用上「認定基準の要件に該当する事案については、明らかに業務以外の原因により発症したと認められる場合等の特段の事情がない限り、業務起因性が認められるものである。」とされており、本件の場合、明らかに業務以外の原因により発症したという確証も特に見いだせない。

局医が「業務が原因ではない」としたのを、審査官が認定基準を盾に「業務上である＝相当因果関係がある」と判断した点がおもしろい。もっとも局医の意見は、高血圧症と慢性的な過重業務との関連を全く考慮していないなど、ずさんのそしりは免れないのであるが。

ともあれ、Nさんがあきらめなかったことが業務上認定を勝ち取った最大のポイントであった。

2002年11月8日付で業務上の審査官決定がなされた。決定を知ったNさんは、ほとんど間をおかず、11月15日に一括して休業補償請求を行った。

ところが、請求を受け付けた労基署は、2000年11月14日以前の分(1999年11月1日からの約1年分)について「時効」が完成しているとして不支給処分としてしまっ

た。Nさんは治療費、つまり療養補償の請求だけを行い、これが不支給とされたため、審査請求で争ってきたのであって、たしかに休業補償請求はしていなかった。しかし、労災ではないとされているものについて、だめとわかっている別の種類の請求をすることは、どう考えても無駄なことである。OKになったらそのときまとめて出す、という方がまともな考え方だろう。Nさんもそうしたのである。

この種の請求はいわゆる「後続請求」と言われ、かつて多くの事案が不支給とされ、審査請求や裁判で争いとなった。ここでは経過は省くが、ある再審査請求事件で労働省が負けたことを直接のきっかけとして、後続請求については時効を適用しない方針に事実上切り換え、このとき「労災保険給付に係る後続請求の取扱いについて」(事務連絡1996年11月19日労働省労働基準局労災管理課長・補償課長)が発出されている。

事務連絡は、労災保険法の時効規定を前提にしつつも、後続請求については被災労働者の権利救済の観点から対応するとして、後続請求について被災労働者に勧奨し、その事跡を関係資料に記録しておくなどの取り扱いを指示している。

この事務連絡そのものが中途半端なのである。後続請求には時効は適用しないと法律を改正するべきなのにそうしないために、今回のNさんようなことが起こるのである。

ただ、Nさんの休業補償請求について、労基署段階でも審査会段

階でも請求するようにとの勧奨はまったく行われていなかった。したがって、事務連絡の趣旨からしても、時効を適用するべきではないのである。

Nさんから相談を受けて当センターでは西労基署に対して、不支給処分決定の変更を申し入れた。労基署は趣旨を理解した上で、「検討するが、審査請求は出しておいてもらいたい」との対応であったので、Nさんは審査請求を行った。その後、どのような経緯があったかは不明であるが、とにかく時効不支給処分取り消しの審査官決定が出され一応の決着をみた。

労基署は不支給処分をするに先だって、大阪労働局労災法務相談員の弁護士のところへ「労災法律問題相談」に行ったことが審査決定書に記載されている。弁護士は「非常に可哀想なケースであるが法律どおり不支給とするしかない」と言ったそうである。こんな明

かなことを相談する方も相談する方なら、つまらぬ答えをする弁護士も弁護士といえよう。

審査官は、労基署、審査官(療養補償請求不支給処分を取消した)ともに後続請求の勧奨をした事実が確認できないと認定した上で、「労災保険法で認められている給付を請求する意思を明確にしている請求人に対し、同法第42条に定める期間内に後続請求を行うよう勧奨することがなされていないにも関わらず、時効による権利消滅を認めるのは不合理であり、請求人の権利救済を計るという同法の趣旨に照らして、不適切であると考えられる」として原処分を取り消した。至極もつともな判断ではあったが、「ええかげん、なんとかならんのか」である。

繰り返す。後続請求については時効を適用しないとする法改正を行うべきである。



(関西労働者安全センター)

紡績工場技術者の中皮腫

愛媛●下請会社の保温工にも石綿肺

過去、紡績工場でアスベストに被曝し、悪性中皮腫になった元西条クラレ労働者に対し、新居浜労働基準監督署は本年8月27日、労災認定を行った。

被災したのは西条市のIさん(昭和6年生)で、2002年の6月頃より健診時にレントゲン異常を指摘され、また、胸背部の痛みを自

覚。その後、精密検査により「胸部浸潤を有する進行悪性胸膜中皮腫」と診断され、さらに松山市にある国立病院四国がんセンターで検査を受けた。

「治療法はない」と説明を受け、困っていたところ、12月17日に開かれた愛媛労働安全衛生センター主催による労災相談会を知り、本

人と奥さんが相談に来られ、アスベスト被爆による悪性中皮腫と判断、ただちに労災申請に取り組みを開始した。

Iさんは1951年に入社し、1991年に退職するまで39年間、技術者として勤務してきた。Iさんによると、1958年から1966年までの間に、機械課鉄工作という部署で配管の作業に従事。当時、工場には水蒸気や温水を通す配管には、断熱のために珪藻土とアスベストを練り合わせた物を管の周囲に塗り固め、テープで固定する方法が取られていたが、修理や改造などの場合、これをハンマーで粉砕して取り除くため、アスベストが飛散し大量に曝露した。

これらの配管の作業は、通常は下請け会社の職員が行っているが、修理や改造などでは、Iさん自身も作業を行っていた。当時は、アスベストの危険性については全く認識しておらず、また、説明も受けていないのが実情だった。(Iさんが労災申請している間に、さらに、下請け会社の保温工のMさんが労災相談に来られ、新田診療所の大野医師により、アスベスト肺に合併した続発性気管支炎と診断され、4月に労災申請し、6月に労災認定を受けたが、当時の作業内容は、Iさんの証言と全く一致していた。)

労災申請は、3月12日に新居浜労基署に署長に面談して、申請書類を提出した。事業主のクラレについては、速やかに事業主証明を行っただけでなく、労災手続についても全面的な協力があり、アスベスト曝露を否定しつづけた四

国電力の対応とは大きく異なった。

一方、センターに直接来られたIさんだったが、病状は日々悪化し、センターによる職歴の調査は、自宅で臥床した状態で行わなければならぬ状態だった。そして、ついに5月には亡くなられた。悪性中皮腫の方の亡くなるまでの期間が短いことは承知していることとはいえ、悲惨な状況をつぶさに見て行くことは例えようもない苦しいもの

があった。

現在、センターではIさんと同じく、がんセンターで検査を受けているSさんの悪性中皮腫の労災申請を取り組んでいる。

アスベスト使用禁止の方向がようやく大臣より決まったとはいえ、過去の被爆の惨禍は今



後、続々と続きそうだ。
(愛媛労働安全衛生センター
白石昭夫)

市バス運転手3年目の逆転認定

神奈川●車椅子の乗客介助中の腰痛

2003年5月、弁護士さんから電話が入った。「いいニュースですよ、Mさんの腰痛、認定されましたよ」。当然と言えば当然の結果であるが、めったに地方公務員災害補償基金支部審査会の決定を覆すことのない基金審査会が、公務上と認めたのは大変画期的だ。一方でやはり、なぜ基金審査会まで争わなければならなかったのかという思いもある。

2000年8月、市バスの運転手のMさんは、車椅子に乗った乗客をバスに乗せる時に腰痛を発症した。バリア・フリーが叫ばれ、かつてよりは障害者が出かけることが多くなっているが、実際バスに乗ったりする障害者はまだまだ多くない。実は運転手として10年選手のMさんも初めての経験で、他の客の目も気になりつつ、あわててスロープに乗せようとしていた。

車椅子の方向を変えようとしたときに、腰に痛みを感じ、さらにスロープを押し上げる際にも強い痛みを感じた。なんとか勤務を終えたが、翌日から休業を余儀なくされる。

当然、公務上災害になると考えたが、なかなか決定が下りない。被災から1年以上経った2001年11月に、基金支部は、まさかの公務外決定。元々ヘルニアの既往症があった、車椅子介助作業は通常業務であり、腰に負担はないというのがその理由。納得できないMさんは、横浜法律事務所に相談。弁護士さんから相談を受けた神奈川労災職業病センターも代理人になって、支部審査会に審査請求した。ところが、2002年5月に支部審査会は、請求棄却、公務外決定を追認した。ただちに基金審査会に再審査請求した。

公務上外の争点はふたつ。M

さんがヘルニアなど腰痛の既往症があるかないか。もうひとつは、車椅子の介助作業によって、腰痛が起こりうるかどうかである。

基金支部は、ろくに主治医の意見も聴かず、本人に対しても上司を通じてのずさんな調査しか行わなかった。しかし、支部審査会は、カルテやレセプトを取り寄せ、車椅子の介助によって腰にどのくらいの負荷がかかるか実験を行ない、車椅子を持ち上げたり、スロープを上る時にも20数キロの負荷しかかからないとした。基金審査会は、それ以上の調査をしなかったし、請求人側も、支部審査会の判断の批判をしながらも、とくに新しい事実や医師意見書を出したわけではない。つまり同じデータを元にして、全く相反する評価をしたことになる。

まず、既往症などの医学的評価について。支部審査会では、さすがに主治医がMRIに基づいて否定しているヘルニアは認めなかったものの、レセプトなどによって、腰痛を繰り返しており、腰痛を発症しやすい状態にあったと決め付け

た。本人がそれは風邪などでかかったときに、腰の痛みも訴えただけで、治療もしていないと主張してもダメだった。一方で基金審査会は、あっさり腰痛の臨床症状は認められないと結論づけた。

次に、作業が腰痛を起こすかどうかについて。基金審査会は支部審査会の実験も踏まえて、車椅子の「取り扱いに不慣れな者が、時間的制約がある中で、不安定な体勢で本件動作を行う場合には、支部審査会の測定結果よりも大きな負荷が請求人の腰部に作用することが考えられる」とする。さらに、基金支部や支部審査会は、車椅子を持ち上げた時に発症したのか、スロープ板を上るときなのかにこだわった。実際のところ、立てないくらいのぎっくり腰ならともかく、一連の作業中にだんだんと痛くなった場合に、発症原因の作業を特定するのは難しい。

Mさんは、持ち上げた時にも痛かったし、上るときにさらに痛くなったと主張していた。基金審査会も、「本件動作に係る一連の流れの中

で、体のバランス、車椅子の持ち方、力の入れ具合等の点において、不自然な体勢となり、その結果、請求人の腰部に対し、通常とは異なって急激かつ過大な力が作用したものと認める」としている。

公務災害をめぐる、支部審査会で逆転裁決を勝ち取ることはしばしばあるが、基金審査会で逆転公務上となることはきわめてめずらしい。Mさんと弁護士さんの粘り強い取り組みの成果である。しかし、単純な災害性腰痛について、弁護士さんに依頼までして、3年もかかって…というのはあまりにも理不尽だ。基金支部や支部審査会は、糾弾されるべきである。

実は、Mさんと一緒に所属労組本部にも支援要請にうかがったが、労災とは無関係の本質的ではない理由で断られた経過もある。そうした労働組合の姿勢も、基金支部や支部審査会の現状を生むひとつの要因であると思



(神奈川労災職業病センター
川本浩之)

米海軍横須賀基地石綿じん肺第1陣訴訟 控訴審判決について

昨年10月7日、横浜地方裁判所横須賀支部において、米海軍横須賀基地石綿じん肺第1次訴訟の第1審判決が言い渡された[2002年11、12月号参照]。大きく報道されたとおり、国の時効の主

張を権利の濫用として退けた全国で3例目の画期的な判決になった。この判決に対して、被告の国側は、防衛施設庁長官の謝罪とも受け取れる談話を発表するとともに、時効を主張していた患者単位3名

の原告らについて法的安定性を確保するためとして控訴した。

● 「時効」がカギ

控訴の裁判は、東京高等裁判所第16民事部に係属し、本年3月4日に第1回口頭弁論が行われ、

即日結審した。被告は、控訴の理由として、時効の主張を権利濫用として退けたのは不当だ、としたのみで、安全配慮義務違反は無かった等の主張は一切せず、論点が、被告の10年の消滅時効の主張が権利濫用に当たるか否か、管理4になってから提訴までは10年以上経過しているが、その後肺がんにより肺の一部を切除し、その切除時から提訴までは10年が経過していないものにつき、10年の時効の起算点を、管理4になったときと考えるのか(時効は完成)、肺の一部切除時と考えるのか(時効は未完成)と言う法律解釈の問題に絞られたためである。

● 不当判決について

高裁の判決は、本年5月27日に言い渡された。内容は控訴された原告全てを逆転敗訴とする不当なものであり、しかもその内容たるや、国の主張をほぼ丸呑みにしたもので、どうしようもない行政追従の判決と言う他ないものであった。

まず、権利濫用論については、高裁判決は、根拠も示さず、時効の主張が権利の濫用に当たるのは、国が原告たちの訴えの提起を妨害した場合のように原告が期間内に権利行使できないことが国の責任となる場合に限定される、と狭く解釈して、国はそのようなことは行わなかったから国が時効を主張するのは権利の濫用に当たらないとした。

このように時効主張の権利濫用の適用場面をことさらに狭く解釈することは、じん肺という病気に苦しみ、その病気を抱えての生活に追われるじん肺患者の現実を

無視したものであり、且つ、国に雇用されながら米軍が使用すると言う複雑な雇用形態における法的責任の所在を、事実上、法律の素人である原告らに的確に判断せよと言うに等しく、判決の論理は到底承服しがたいものである。

また、管理4認定後肺がんにより肺を切除したものについて、高裁判決は、管理4とは「具体的には、症状が重篤で長期間にわたって入院し、あるいは入院しないまでも寝たり起きたりであったり、呼吸困難により日常の起居にも不自由をきたす状況」の者なる、と証拠を示さず「弁論の全趣旨」から認定した上、その後の肺がんによる肺の切除は管理4の損害に含まれる、とした。要するに管理4になれば、後は肺がんで肺を切ろうが何をしようか損害は発生しないと言うのである。

しかし、この判決の理屈は、管理4が管理区分としては最も上のものではあるが、管理4も、その健康被害の程度はある程度幅を持ったものであるということを経過して

おり、不当と言う他ない。判決を読むと、どういふ場合に管理4になるのかについて、裁判官は、きちんと把握すらしておらず、ただなんとなくみんな寝たきりになるのではないかと思ひ込んで判決を書いたのではないかと言う気すらしてくる。

● 最高裁に上告

以上のとおり判決は、不当極まりないものであった。ただ、この判決は、改めて米軍の安全配慮義務違反を認めた点、第1審判決と違い、米軍に安全配慮義務違反があれば、国の対策推進義務実施の如何を問わず自動的に国に責任が生じるとした点で、第2次以下のじん肺訴訟、あるいは、今後の基地内の労働災害の訴訟に好影響を与える点もあった。

原告側は、この判決を不当として、本年6月2日、最高裁判所に上告受理申立の手続をとった。今後、舞台は最高裁判所に移るが、この不当判決を破棄させるべく全力を尽くすので、これまで同様のご支援をお願いしたい。

(弁護士 古川武志)

高裁判決の概要

東京高等裁判所平成14年(ネ)第5685号損害賠償請求控訴事件
(アメリカ合衆国海軍横須賀基地
じん肺訴訟控訴審判決
平成15.5.27言渡)
(原審・横浜地方裁判所横須賀
支部平成11年(ワ)第219号)

控訴人 国

被控訴人 出浦一ほか4名

1 事案の概要

本件は、控訴人に雇用され、アメリカ合衆国海軍横須賀基地において労

務を提供していた被控訴人出浦一、亡蓮田孝一及び被控訴人長谷川友吉(被控訴人出浦ら3名)が、作業に従事中、石綿の粉じんを吸入したことによりじん肺に罹患したとして、本人ないし遺族が、控訴人に対し、安全配慮義務違反等に基づき、慰謝料の支払を求めた事件である。被控訴人出浦は昭和58年3月18日じん肺管理区分管理4の決定を受けた後、石綿による肺がんを罹患して平成3年8月28日に右肺下葉を切除し、亡蓮田は昭和59年12月27日に管理4の決定を受け、被控訴

人長谷川は昭和57年3月16日に管理3イの、同年8月4日に管理2の各決定を受け、昭和62年6月11日にじん肺の法定合併症である続発性気管支炎により休業補償給付支給決定を受けている。本件の第1審提訴は平成11年7月7日である。

第1審は、被控訴人らの安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権はいずれも時効期間の10年を経過したから消滅時効が成立しているが、控訴人が消滅時効を援用することは権利の濫用に当たるとして請求を一部認容した。

控訴審における争点は、被控訴人出浦に関する損害賠償請求権の消滅時効の起算点は消滅時効期間経過前の肺がんにより右肺下葉を切除する手術を受けた日と認められるか、控訴人による消滅時効の援用が権利の濫用に当たるかであった。

2 判決要旨

(1) 控訴人が雇用人となり、労務を米軍に提供するいわゆる間接雇用方式により雇用された被控訴人出浦ら3名に対する安全配慮義務は、雇用人である控訴人のみが負い、実際の労務の管理者である米軍が安全配慮対策を怠ったため被用者に損害が生じた場合には、控訴人自らが安全配慮義務を怠ったものとして、控訴人がその責任を負う。

(2) 安全配慮義務の不履行に基づく損害賠償請求権は、じん肺の病変の特質にかんがみると、じん肺管理区分の各行政上の決定に相当する病状に基づく各損害には質的に異なるものがあるから、重い決定に相当する病状に基づく損害は、その決定を受けた時に発生し、その時点から消滅時効期間が起算される。被控訴人出浦は、じん肺に起因する肺がん罹患し右肺下葉を切除したが、右肺下葉切除による損害は、じん肺法が最も重い症状であるとし、労働能力を完全を喪失し、又は死亡するに至った場合のそれに比してさしたる違いを見出すことのできな

い管理4の病状に基づく損害と質的に異なるものでなく、管理4の病状に基づく損害として想定した範囲内のものであったというべきであるから、独立して時効期間が起算されるものではない。そうすると、被控訴人らの各損害賠償請求権は、その時効の各起算点から事件提訴までに10年以上を経過しており、消滅時効が完成している。

(3) 時効の利益を受ける債務者は、債権者が訴え提起その他の権利行使や時効中断行為に出ることを妨害して債権者において権利行使や時効中断行為に出ることを事実上困難にしたなど、債権者が期間内に権利を行使しなかったことについて債務者に責むべき事由があり、債権者に債権行使を保障した趣旨を没却するような特段の事情があるのではない限り、自由に消滅時効を援用することができるというべきであり、時効にかかる損害賠償請求権の発生要件該当事実が悪質であったこと、被害が甚大であったこと、事実

関係が複雑であるとか、法律構成が困難であるとかの事情で単に債権者において権利行使や時効中断行為に出ることが事実上困難であったこと、債権者と債務者の社会的・経済的地位や能力等は、債務者が消滅時効を援用することを権利の濫用とさせる事情とはいえない。

控訴人に、被控訴人出浦ら3名が期間内に権利を行使しなかったことについて責むべき事由があるとは認められないから、控訴人が被控訴人らの各損害賠償請求権についての消滅時効を援用することは権利の濫用に当たらない。

(4) 以上によれば、被控訴人らの本件請求は消滅時効が完成しているから理由がない。原判決中、控訴人の收訴部分を取り消し、当該取消しにかかる部分の被控訴人ら



東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官 鬼頭季郎

裁判官 納谷 肇

裁判官 任介辰哉

防衛施設庁の談話

平成 15年5月27日

防衛施設庁総務部長 石井道夫

今回の裁判は、昨年10月7日の横浜地方裁判所横須賀支部における国側收訴の一番判決に対し、同月18日、被害者救済を第一に考え、国は基本的に判決を受け入れることとしながらも、消滅時効は完成しているが同様の消滅時効の援用が権利の濫用に当たるとして損害賠償が認定された3名(原告単位で5名)について、法的安定性の確保という観点から、東京高等裁判所

に控訴していたものである。

本日の判決は、時効の援用に関する国の主張が裁判所の理解を得たものと理解している。一番原告の3名の方々にとっては、損害賠償請求権の行使が時効制度により認められず、厳しい内容となったが、国としては、原審判決で示された「対策推進義務」については真摯に受け止めているところであり、今後、このようなことがないよう、当該義務の履行を含め、駐留軍等労働者の安全対策に万全を期してまいる所存である。



国際労働環境衛生ジャーナル(IJOEH)の最新号(Vol.9, No.3)がアスベスト特集号として発行された。巻頭論文「Asbestos War」はウェブサイト(www.ijoe.com)で入手できる。日本の報告も掲載されている。表紙裏面参照。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL (03) 3636-3882/FAX (03) 3636-3881

E-mail joshrc@jca.apc.org HOMEPAGE <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

- 東 京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター E-mail etoshc@jca.apc.org
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL (03) 3683-9765 /FAX (03) 3683-9766
- 東 京 ● 三多摩労災職業病センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL (042) 324-1024 /FAX (042) 324-1024
- 東 京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 TEL (042) 324-1922 /FAX (042) 325-2663
- 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター E-mail k-oshc@jca.apc.org
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 TEL (045) 573-4289 /FAX (045) 575-1948
- 新 潟 ● 財団法人 新潟県安全衛生センター E-mail KFR00474@nifty.ne.jp
〒951-8065 新潟市東堀通2-481 TEL (025) 228-2127 /FAX (025) 228-2127
- 静 岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 清水市小柴町2-8 TEL (0543) 66-6888 /FAX (0543) 66-6889
- 愛 知 ● 名古屋労災職業病研究会 E-mail roushokuken@be.to
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 TEL (052) 837-7420 /FAX (052) 837-7420
- 京 都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8432 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階 TEL (075) 691-6191 /FAX (075) 691-6145
- 大 阪 ● 関西労働者安全センター E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 TEL (06) 6943-1527 /FAX (06) 6942-0278
- 兵 庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 TEL (06) 6488-9952 /FAX (06) 6488-2762
- 兵 庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協長洲支部 TEL (06) 6488-9952 /FAX (06) 6488-2762
- 兵 庫 ● ひょうご労働安全衛生センター E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号 TEL (078) 251-1172 /FAX (078) 251-1172
- 広 島 ● 広島労働安全衛生センター E-mail hirosima-azcenter@cronos.ocn.ne.jp
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル TEL (082) 264-4110 /FAX (082) 264-4110
- 鳥 取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL (0857) 22-6110 /FAX (0857) 37-0090
- 徳 島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp
〒792-0003 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 TEL (088) 623-6362 /FAX (088) 655-4113
- 愛 媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター E-mail eoshc@mx81.tiki.ne.jp
〒792-0003 新居浜市新田町1-9-9 TEL (0897) 34-0900 /FAX (0897) 37-1467
- 愛 媛 ● えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6 TEL (089) 941-6065 /FAX (089) 941-6079
- 高 知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 TEL (0888) 45-3953 /FAX (0888) 45-3953
- 熊 本 ● 熊本県労働安全衛生センター E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック TEL (096) 360-1991 /FAX (096) 368-6177
- 大 分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-0036 大分市中央町4-2-5 労働福祉会館「レイユ」1階 TEL (097) 537-7991 /FAX (097) 534-8671
- 宮 崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会 E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL (0982) 53-9400 /FAX (0982) 53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会 E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
〒899-5216 始良郡加治木町本町403有明ビル2F TEL (0995) 63-1700 /FAX (0995) 63-1701
- 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会 E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL (03) 3239-9470 /FAX (03) 3264-1432
(オブザーバー)
- 福 島 ● 福島県労働安全衛生センター
〒960-8103 福島市船場町1-5 TEL (0245) 23-3586 /FAX (0245) 23-3587

